年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 87 件

国民年金関係 25 件

厚生年金関係 62 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 95 件

国民年金関係 47 件

厚生年金関係 48 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年4月から同年12月まで

私は、大学を卒業後、国民年金に加入したが、しばらく収入が無く、収入を得るようになったときに、未納分の国民年金保険料を遡って納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は9か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 63 年 5 月頃に払い出されており、当該払出時点で申立期間の保険料は過年度納付することが可能であったほか、申立人は、同年 6 月 13 日に申立期間直前の昭和 61 年度の国民年金保険料を過年度納付していることがオンライン記録から確認でき、その後申立期間を除き60 歳に到達するまで保険料を全て納付している。

また、申立人が申立期間当時に居住していた区を管轄する社会保険事務所(当時)では、申立期間当時は毎年度6月に未納保険料の過年度納付書を発行し、納付の督励対策として10月、11月及び2月にも過年度納付書を発行しており、申立期間直後の期間は平成2年2月に過年度納付書が発行され、この期間の保険料は納付済みとなっていることが確認でき、申立人は申立期間の過年度納付書を受け取っていたと考えられるなど、申立内容に不自然さは見られない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 13 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和51年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立期間 : 平成13年3月

私は、平成 13 年4月に転職した後、役所から申立期間の国民年金保険料が未納である旨の通知を受けた。また、職場の当時の上司からも保険料の納付を勧められたため、送付されてきた納付書を使って職場内にある郵便局で保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、1か月と短期間であり、申立人は、申立期間及び免除期間を除き国民年 金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立期間に係る納付書が平成14年6月14日に作成されていることがオンライン記録で確認でき、当該納付書により申立期間の保険料を納付することが可能であったほか、申立人は、職場の当時の上司から保険料を滞納することにより仕事の印象を悪くしないよう保険料を納付したほうがいいと言われたため申立期間の保険料を納付したと具体的に説明していること、申立人が納付したとする保険料の納付金額は、申立期間の保険料額とおおむね一致していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立期間 : 昭和45年8月

私は、昭和 43 年3月に会社を退職した際、国民年金に加入した。以後、厚生年金 保険や共済組合の資格を喪失したときには、国民年金への切替手続を行い、母にお 金を渡して、未納のないように国民年金保険料を集金人に納付してもらっていた。 申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しており、 申立期間は1か月と短期間である。

また、申立期間は、平成16年7月に申立人の国民年金の資格取得日が昭和45年9月1日から同年8月16日に訂正されたことにより、未加入期間から未納期間に記録訂正されており、当該記録訂正前は未加入期間とされていたことがオンライン記録で確認できるが、申立人が申立期間当時に居住していた町の国民年金保険料とりまとめ表には45年4月16日から同年8月15日までの厚生年金保険加入期間が記載され、申立人の所持する国民年金手帳にも同年8月15日の国民年金資格取得日が記載されていることから、申立期間は、申立期間当時国民年金の強制加入期間として管理されていたと考えられること、申立人は申立期間の保険料を集金人に納付したと説明しており、この納付方法は、申立期間当時に申立人が居住していた町の保険料徴収方法と合致していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

さらに、当該国民年金保険料とりまとめ表の45年10月分の欄には、同年10月10日付けの領収印が確認でき、申立人が当該納付時点で申立期間の保険料を現年度納付することが可能であったほか、同年9月分の欄には領収印は押されていないがオンライン記録では納付済みであるなど、申立人に係る記録管理が適切に行われていなかった状況が見られる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年度のうち3か月及び昭和51年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年3月まで

② 昭和39年度のうち3か月

③ 昭和40年4月から41年3月まで

④ 昭和51年1月から同年3月まで

⑤ 平成9年9月から13年7月まで

私は、昭和30年から住み込みで働いていた店の事業主に国民年金の加入手続をしてもらい、申立期間①及び②の国民年金保険料を給料からの控除により納付したり、私が区出張所で納付したりしていた。40年4月に独立し転居した後は、私が申立期間③以降の保険料を納付していた。

その後、昭和 51 年4月に転居して住所変更手続を市役所で行った際、申立期間④の保険料を納付した記憶がある。また、平成9年8月に就職した頃、社会保険事務所(当時)で国民年金の任意加入制度の説明を受けた後、納付書が送られてきたため、申立期間⑤の保険料を納付していた。申立期間①から④までの保険料が未納とされ、申立期間⑤が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び④については、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付していること、申立人が昭和 40 年4月に独立するまで申立人と同じ店で働いていた同僚二人は、国民年金の手帳記号番号が申立人と同日に払い出されており、申立期間②を含む昭和 39 年度の保険料が納付済みとなっていること、申立人は、51 年4月に住所変更手続を転出先の市役所で行った際、申立期間④の保険料を当該市役所で納付した記憶があると説明しており、当該市役所は、同年同月中であれば庁舎内にある金融機関で当該期間の保険料を納付することができたと説明していること、当該

期間は3か月と短期間で前後の期間の保険料が納付済みとなっていることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①、③及び⑤については、申立人及び申立人が昭和30年頃 から住み込みで働いていた店の事業主がこれらの期間の保険料を納付していたことを示 す関連資料 (家計簿、確定申告書等) が無く、申立期間①については、申立人の国民年 金の加入手続を行い、当該期間の保険料を給与から控除していたとする上記事業主から 納付状況等を聴取することができないため当時の状況が不明であるほか、上記同僚二人 も当該期間の保険料が未納である。また、申立期間③については、申立人は、40年4 月に転居した後で当該期間の保険料を納付したと説明しているが、申立人は当該期間当 初の同年4月に区外に転出していることが戸籍の附票で確認できるものの、申立人の手 帳記号番号払出簿には、41 年8月に区外へ転出している旨の記載があることから、当 該期間の保険料は過年度保険料となると考えられ、当該保険料の納付方法は当時転居先 の区で実施されていた印紙検認方式ではなく納付書方式による納付となるところ、申立 人は、当該期間の保険料を納付書により納付した記憶及び遡って納付した記憶が曖昧で あり、申立人が当該期間当時一緒に保険料を納付していたとする申立人の弟及び妹も当 該期間を含む同年4月より前の期間の自身の保険料が未納である。さらに、申立期間⑤ については、申立人は、国民年金の任意加入手続の時期、手続の場所及び保険料の納付 額に関する記憶が曖昧であるほか、当該期間は未加入期間であるため納付書は発行され ず、制度上、保険料を納付することができない期間である。以上のことから、申立人及 び上記事業主が申立期間①、③及び⑤の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺 事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年度のうち3か月及び昭和 51 年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年11月から42年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年11月から42年5月まで

私は、昭和38年10月の結婚を機に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきた。社会保険事務所(当時)は、妻が厚生年金保険の被保険者であったとして、私の被保険者資格の記録を訂正し、保険料を還付した。還付を撤回し、納付済みとしてほしい。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、オンライン記録では国民年金の未加入期間とされているが、平成 11 年 6月に厚生年金保険の被保険者期間と国民年金の被保険者期間とが記録統合されるまでは、国民年金の強制被保険者期間とされ、国民年金保険料は納付済みと記録され、実際にも納付されていたことが確認できる。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和38年11月から39年2月頃までの間に払い出され、申立人が所持する国民年金手帳には38年10月10日に被保険者となったことが記載されており、申立人は、婚姻した同年10月頃に、厚生年金保険の被保険者であった妻が区役所で申立人の国民年金の加入手続を行ったと述べていることを踏まえると、申立人は同年10月頃に国民年金に任意加入したと考えられ、申立期間は事実と異なる資格喪失手続によって、当該期間の納付済みであった保険料が還付されたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していた ものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和18年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月から同年8月まで

私の妻は、私の国民年金保険料の免除申請を行い、私が厚生年金保険適用事業所で 勤務し始めてから保険料の納付書が届いたため、数回に分けて保険料を納付してくれ ていた。申立期間の保険料が免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立人の国民年金保険料の免除申請を行い、申立人が厚生年金保険適用事業所で勤務し始めてから、保険料の納付書が届いたため、数回に分けて保険料を納付したと説明しており、申立人の申立期間の免除申請は平成2年5月23日に行われたこと、及び申立期間直前の期間の保険料は3年10月23日に一括して過年度納付されていることがオンライン記録で確認でき、この過年度納付時点で申立期間の保険料を納付することが可能であったことなど、その説明内容は当時の状況とおおむね合致する。

また、申立人の保険料を納付していたとする妻は申立期間の自身の保険料が納付済みとなっており、申立期間は5か月と短期間であるなどを勘案すると、申立内容に不自然さは見られない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月から52年5月までの期間及び53年2月から54年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年3月から同年9月まで

② 昭和43年4月から52年5月まで

③ 昭和53年2月から54年10月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を婦人会の集金人に納付していた。申立期間の保 険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③については、申立人は地域の婦人会の集金人に国民年金保険料を納付していたと説明しており、申立人が申立期間当時に居住していた町では、国民年金発足当初の昭和36年4月から、保険料の民間納付組織として婦人会が保険料を集金していたことが町広報誌で確認できること、申立人と同じ婦人会に加入していたとする申立人の知人は、申立人が婦人会に加入し、申立人の自宅に婦人会の集金人が集金に来ていたと説明しており、自身は申立期間を含め保険料を完納していることなど、申立人の保険料は婦人会が徴収していたものと考えられる。

また、上記町の資料によれば、同町の婦人会による保険料の収納は、昭和 62 年度の時点でも、約9割の検認率で、納付形態別でも大部分を占めるなど活動が活発で成果を挙げており、そのこともあって数回にわたり社会保険庁長官表彰を受けている。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 39 年3月に払い出されており、当該期間の保険料は現年度納付することが可能であったこと、申立人は保険料を納付し始めた時期は次女出生後であると具体的に説明しており、次女の出生は申立期間②前の43 年*月であることが確認できること、申立人は夫が経営する会社で働き厚生年金保険に加入していた期間もあり、会社の経営状態や4人の子供の出産、育児等も勘案しつつ、厚生年金保険と国民年金との切替手続を行っていたと具体的に説明していることな

ど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は昭和 43 年の次女出生後から保険料を納付し始めたと説明しているほか、申立人は39年3月24日に発行された国民年金手帳を所持しており、その手帳には40 年度までの印紙検認欄があるものの、いずれの年度も印紙検認された記録は無いなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 43 年 4月から 52 年 5 月までの期間及び 53 年 2 月から 54 年 10 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年5月から同年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和36年生

2 申立内容の要旨

申 立期間: 平成2年5月から同年10月まで

私は、退職した後には必ず国民年金の再加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間であり、申立人は申立期間を除き国民年金加入期間の国民 年金保険料を全て納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間前の平成元年6月頃に払い出されており、申立期間の保険料は現年度納付することが可能であったほか、申立人は申立期間後の厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行い、保険料を納付していることがオンライン記録で確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和27年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から同年6月まで

私は、結婚してから、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間の 保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人は申立期間を除き国民年金加入期間の国民 年金保険料を全て納付しているほか、申立人は、申立期間の保険料を3か月ごとに納付 書により納付していたと説明しており、その内容は申立期間当時に申立人が居住してい た区における納付方法及び納付頻度と合致しているほか、申立人が保険料を一緒に納付 したとする夫は申立期間の自身の保険料が納付済みであるなど、申立内容に不自然さは 見られない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和27年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年3月から59年3月まで

私の母は、私が会社を退職した後に国民年金の加入手続を区役所又はその出張所で行ってくれた。その後、自宅に過去の未納分の国民年金保険料の納付に関するお知らせが届き、私が出張所で10万円くらいを一括で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和59年1月から同年3月までの期間については、申立人は当該期間直後の同年4月以降、国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しており、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された61年4月時点で当該期間の保険料を過年度納付することが可能であったほか、当該期間直後の59年4月から60年3月までの期間の保険料は過年度納付されていることがオンライン記録で確認でき、申立人が納付したとする保険料額は当時の59年1月から60年3月までの過年度保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和58年3月から同年12月までの期間については、 申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書 等)が無く、当該期間は上記の手帳記号番号払出時点では時効により保険料を納付する ことができない期間であるほか、申立人は手帳記号番号払出時に交付されたとみられる 年金手帳のほかに手帳を所持した記憶は無いと説明しており、申立人に別の国民年金手 帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が当該 期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和59年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成 10 年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和40年生

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成10年6月

私は、申立期間前の厚生年金保険から国民年金への切替手続は遅れてしまったが、 納付し忘れのないように国民年金保険料を遡って納付してきた。申立期間の保険料 が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成6年11月頃に払い出され、申立人は、4年10月以降申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、オンライン記録から、平成11年6月に過年度保険料の納付書が発行されていることが確認でき、申立期間直前の10年5月分の保険料は11年3月に現年度納付されていることが確認できることから、当該納付書は、申立期間以降の期間に係るものと考えられること、申立期間直後の10年7月及び同年8月分の保険料は11年8月に過年度納付されていることが確認できることなど、申立内容に不自然さは見られない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から同年12月まで

私の父は、家族の国民年金の加入手続を行い、家族の国民年金保険料を一緒に納付していた。母及び妹の申立期間の保険料は納付済みなのに、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、両親、兄夫婦及び妹の手帳記号番号の払出時期と同時期の昭和 47 年3月に払い出されており、当該払出時点で申立期間の保険料は現年度納付することが可能であったこと、母親及び妹は申立期間の保険料が納付済みであること(妹の申立期間の保険料は当委員会の決定に基づき、平成22年7月14日付けで納付していたものと認められ、年金記録を訂正することが必要である旨の通知が行われている。)、申立期間直後の昭和47年1月から51年5月までの期間の保険料は、妹と同一日に納付されていることが領収証書により確認できること、保険料の納付をしていたとする父親は、申立期間のうち60歳になる前の46年*月までの保険料は納付済みであることなど、申立内容に不自然さは見られない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年2月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年2月から41年3月まで

私の国民年金は、婚姻後、夫の実家に居住していたとき、義母が加入手続を行い、 国民年金保険料を納付してくれていた。私は、昭和39年11月に転居し、転居先の区 では町会長が保険料の集金を行っていることを知ったので、夫の実家に国民年金手帳 の送付を依頼したが、手帳を入手するまでに時間がかかったため、納付していなかっ た保険料は手帳入手後に数回に分けて遡って町会長に納付した。その際、町会長は国 民年金手帳に検認印を押さず、その金額を記載しただけだった。その後は私が定期的 に町会長に保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得 できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間に国民年金保険料の未納期間は無く、 申立期間前後の期間の保険料は納付済みである。

また、申立人が所持する国民年金手帳のうち、昭和 36 年4月発行の国民年金手帳の国民年金手帳の国民年金印紙検認記録によると、38 年4月から申立期間直前の40 年1月までの期間の保険料は、申立人が転居する前の市において同年同月28 日に納付されていることが確認でき、当該市の申立人の国民年金被保険者名簿には転出日が同年10月19日、国民年金手帳記号番号払出簿には被保険者台帳移管日が同年12月24日とそれぞれ記載されているほか、転居先の区で発行された国民年金手帳の国民年金印紙検認記録によると、申立期間直後の41年4月から同年9月までの期間の保険料は同年10月15日に納付されていることが確認でき、当該納付時点で、申立期間の保険料を過年度納付することが可能であること、当該区では、申立期間当時、町会長などを国民年金協力員として委嘱して国民年金に関する各種届出事務及び保険料の収納を行わせており、当該協力員が過年度保険料を収納していた記録は確認できないものの、申立人が所持する国民年金手帳の

昭和39年度及び40年度の国民年金印紙検認台紙のページの申立期間の欄には、申立期間の保険料額に相当する金額がそれぞれ手書きで記載されていることなど、申立内容に不自然さは見られない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められる ことから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和47年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成8年3月

私は、厚生年金保険加入期間中に申立期間の国民年金保険料の督促状が届いたため、送付先に問い合わせたところ、督促は誤りであると説明されたので、そのままにしていた。しかし、その後、また督促状が届いたので、再度問い合わせたところ、今度は、前回の説明が誤りで、申立期間の保険料は納付する必要があると納付を促されたことから、同封されていた納付書により勤務先のビル内にある金融機関で約1万円を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しており、 オンライン記録によると、申立人が厚生年金保険に加入した後の平成10年3月5日に過 年度納付書が作成されていることが確認でき、当該納付書作成時点で、申立期間の保険 料は過年度納付することが可能であるほか、申立人が納付したとする金額は、申立期間 の保険料額とおおむね一致している。

また、申立人は、最初に保険料納付の督促状を受け取った際に、申立期間のほかに厚生年金保険に加入した平成8年4月以降の期間の保険料に係る納付書が同封されていたので、問い合わせ先に連絡したところ、督促は誤りであると説明を受けたとしており、オンライン記録によると、申立人には、基礎年金番号制度が導入された9年1月以降、10年3月27日に基礎年金番号が統合されるまで、厚生年金保険及び国民年金の記号番号がそれぞれ基礎年金番号として付番されていたことが確認できることから、国民年金の手帳記号番号に基づく基礎年金番号では、8年4月1日の厚生年金保険加入に伴う国民年金被保険者資格の喪失が把握されていなかったため、厚生年金保険加入後も国民年金保険料の過年度納付書が発行されたものと推察され、申立人の説明は、平成9年度に過年度納付書が送付された場合の状況と合致する。

さらに、2回目の督促状については、申立人は、問い合わせ先から、申立期間の保険料のみが未納であると説明されたとしており、前述の過年度納付書が平成10年3月5日に作成されていること、社会保険事務所(当時)での申立人の二つの基礎年金番号の統合処理が同年3月27日に行われていることから、同年同月初めの頃に基礎年金番号の統合に係る手続が行われたものと推察されることなど、納付書の発行状況及び役所の対応状況等に関する申立内容に不自然さは見られない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月から46年3月まで

② 昭和48年7月から同年9月まで

私の妻は、昭和 47 年4月に私の国民年金の加入手続をしてくれ、申立期間①の国 民年金保険料は2年間遡って、申立期間②の保険料は夫婦一緒に納付してくれていた。 申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、3か月と短期間であり、申立人は、昭和46年4月以降、57年12月に厚生年金保険被保険者となるまで当該期間を除き国民年金保険料を全て納付しており、当該期間の前後の期間の保険料は納付済みである。また、申立人の保険料を納付していたとする妻は当該期間の自身の保険料は納付済みであることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする妻は、当該期間の保険料の納付時期及び納付金額に関する記憶が曖昧である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和47年6月の時点において当該期間の保険料は過年度保険料になり、妻は、当該期間の保険料は当時居住していた区の役所窓口で納付したと説明しているが、区役所窓口では過年度保険料の収納をしていなかったことなど、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年 7月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から48年3月まで

私は、昭和 47 年4月に国民年金への切替手続をし、申立期間の国民年金保険料は 夫婦一緒に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は、国民年金制度発足時の昭和 36 年2月頃に払い出されており、申立人は同年4月から国民年金保険料の納付を開始し、申立期間を除き国民年金加入期間の保険料を全て納付している。

また、申立人は、厚生年金保険適用事業所を退職した翌月の昭和 47 年4月*日に婚姻し、その翌年の48年4月27日に発行された国民年金手帳を所持しており、この手帳の資格取得記録欄には47年4月16日資格取得と記録されていることから、申立人は厚生年金保険被保険者資格喪失後の国民年金への切替手続をこの時期に行い、申立期間の保険料の納付書を受け取っていたと考えられること、申立人が一緒に保険料を納付したとする申立人の夫は申立期間の自身の保険料が納付済みであることなど、申立内容に不自然さは見られない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年 11 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和20年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年1月から平成6年9月まで

② 平成6年11月

③ 平成15年1月

④ 平成15年7月から同年9月まで

私は、外国人も国民年金に加入できるようになった昭和 57 年頃に加入手続を行い、 国民年金保険料を納めてきた。また、平成 16 年頃、金融機関口座から保険料が引き 落とされていないことに気付いたとき、その期間の保険料を遡って納付した。申立期 間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間は1か月と短期間であり、申立人は、当該期間直前の平成6年10月分の保険料を8年11月27日に、当該期間直後の6年12月分の保険料を9年1月23日にそれぞれ過年度納付していることがオンライン記録で確認でき、当該期間の保険料を未納のままにしておいたとは考えにくいなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間①、③及び④については、申立人がこれらの期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は、平成8年 11 月に払い出されており、当該払出時点では申立期間①の保険料は時効により納付することができないほか、申立期間③の保険料は時効期間経過後に納付されたため過誤納とされ、当該納付済保険料は 15 年 6 月分の保険料に充当されていること、申立期間④を含む同年 6 月から同年 9 月までの保険料も、同様の理由で同年 11 月から 16 年 2 月までの保険料に充当されていることがオンライン記録で確認できるなど、申立人が申立期間①、③及び④の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年10月から10年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和52年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年10月から10年3月まで

私が20歳になった頃、区役所から年金手帳、国民年金についての小冊子及び保管袋が送られてきた。その後郵送されてきた納付書で国民年金保険料を納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、6か月と短期間であり、申立人の基礎年金番号は、平成9年9月22日に付番されていることがオンライン記録で確認でき、申立人は当該付番時点で申立期間の国民年金保険料を現年度納付することが可能であったほか、申立人が当時居住していた区では、新規国民年金資格取得者に対して20歳時に年金手帳と納付書を発行していたとしており、申立人は、申立期間の保険料の納付書を受け取っていたと考えられる。

また、申立人は、長姉が受領した督促状に記載されていた保険料総額が多額であったことに驚き、自身は滞納しないようにしようと思い、申立期間の保険料を金融機関で2回に分けて納付したと説明しており、保険料を納付した動機、納付金額、納付場所、納付状況に関する記憶は具体的であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和20年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年1月から同年3月まで

② 昭和59年4月から同年9月まで

私の母は、入院した私に付添うために上京した際、私のアパートに届いていた国民 年金保険料の未納通知書により、私が申請免除期間であることを知らずに、申立期間 ①の保険料を納付した。また、申立期間②の保険料については、私が昭和 59 年4月 頃に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、6か月と短期間であり、前後の期間の国民年金保険料は納付済みであるほか、申立人が所持する「59年分の所得税の確定申告書(控)」の「社会保険料控除」欄に記載されている国民年金保険料の金額は、昭和59年度の1年分の保険料を前納した場合に相当する金額であり、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付したとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。また、申立人が申立期間当時に居住していた区では、「既に昭和40年6月から申立期間直後まで申請免除されていながら、当該期間の保険料について未納通知書を送付することは考えられない。」と説明していること、申立人には二つの国民年金手帳の記号番号が払い出されており、申立人は、平成12年5月に社会保険庁業務センター(当時)から、申立人が国民年金に最初に加入した際に払い出された手帳記号番号が見つかり、申立期間①を含む申請免除期間(22か月)のうちに3か月分の納付記録が判明したとの電話連絡を受けたと説明するが、申立人が所持する年金手帳に貼付されたメモ紙には、昭和54年4月初旬、転居先の市で二つの手帳記号

番号を2番目に払い出された手帳記号番号に統合してもらった旨の記載があること、59年5月10日現在の申立人の2番目の手帳記号番号に係る年度別納付状況リストには、最初の手帳記号番号により手続された申請免除の記録が反映されていることから、当該リスト作成時点で、既に二つの手帳記号番号の納付記録は統合されていたと考えられることなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和59年4月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年7月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和39年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年11月から62年3月まで

私は、成人してから国民年金に加入しておらず国民年金保険料を納付していなかったが、昭和 62 年頃に、それまで納付していなかった保険料を一括で遡って納付した。 申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和60年7月から62年3月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された同年8月時点で当該期間の保険料を過年度納付することが可能である。また、申立人が納付したとする保険料額は、当該期間の保険料額とおおむね一致するなど、申立内容に不自然さは見られない申立人は、申立期間を除き国民年金保険料を全て納付している。

しかしながら、申立期間のうち、昭和59年11月から60年6月までの期間については、 申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書 等)が無く、上記の申立人の手帳記号番号が払い出された62年8月時点では、当該期間 の保険料は時効により納付することができない期間であるほか、申立期間当時に申立人 に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立 人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年7月から62年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年1月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和31年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年5月から7年3月まで

私と妻は、経営していた会社を閉鎖した後、国民年金保険料を納付していなかったが、平成6年に納付書が届いたので夫婦二人分の保険料を遡って納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成6年1月から同年12月までの期間については、申立人は平成6年分の確定申告書を所持しており、当該申告書の社会保険料控除欄に記載されている国民年金の支払保険料額は、当該年の夫婦二人分の国民年金保険料額に一致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、平成4年5月から5年12月までの期間及び7年1月から同年3月までの期間については、申立人が所持する3年分、4年分、5年分及び7年分の確定申告書の社会保険料控除欄に国民年金の支払保険料額の記載が無いこと、申立人は当該期間の保険料の納付時期、納付した保険料額、納付状況等に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成6年1月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年1月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和32年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年5月から7年3月まで

私と夫は、夫が経営していた会社を閉鎖した後、国民年金保険料を納付していなかったが、平成6年に納付書が届いたので夫婦二人分の保険料を遡って納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成6年1月から同年12月までの期間については、申立人の夫は 平成6年分の確定申告書を所持しており、当該申告書の社会保険料控除欄に記載されて いる国民年金の支払保険料額は、当該年の夫婦二人分の国民年金保険料額に一致するな ど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、平成4年5月から5年12月までの期間及び7年1月から同年3月までの期間については、申立人の夫が所持する3年分、4年分、5年分及び7年分の確定申告書の社会保険料控除欄に国民年金の支払保険料額の記載が無いこと、申立人の夫は当該期間の国民年金保険料の納付時期、納付した保険料額、納付状況等に関する記憶が曖昧であるなど、申立人の夫が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成6年1月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年2月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和31年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年2月から52年3月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。 申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料を全て納付しているほか、申立人の母親が 保険料を納付していてくれたとする同居の姉は申立期間の保険料が納付済みである。

また、申立人は、申立人と姉が生涯独身となる場合には国民年金が頼りだと母親は考えていたので、できるだけ遡って私の保険料を納付してくれたと思うと説明しているほか、申立人の申立期間直後の昭和52年4月から53年3月までの保険料は、同年3月28日に現年度納付されたことが申立人が申立期間当時に居住していた市の国民年金被保険者名簿で確認でき、当該納付時点では、申立期間の保険料は過年度納付することが可能であったなど、申立内容に不自然さは見られない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年9月から9年3月までの国民年金保険料については、納付していた ものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和51年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立期間: 平成8年9月から9年3月まで

私の母は、私が 20 歳のときに私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を 納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は7か月と短期間であり、申立人は申立期間を除き国民年金保険料を全て納付しているほか、申立人の国民年金手帳記号番号は平成8年7月に払い出されており、申立期間の保険料は現年度納付することが可能であり、申立期間直前の同年6月から同年8月までの保険料は同年8月23日に現年度納付されていることがオンライン記録で確認できる。

また、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしてくれていたとする申立人の母親は、加入手続及び保険料の納付は自宅近くの市出張所で行ったと説明しており、申立期間当時に当該出張所では国民年金の加入手続及び現年度保険料の納付をすることが可能であったなど、申立内容に不自然さは見られない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成10年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和50年生

2 申立内容の要旨

申 立期間: ①平成7年3月から9年3月まで

②平成10年10月

私の母は、私の国民年金の加入手続をし、私が大学生であった期間の国民年金保険 料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間は1か月と短期間であり、申立人は平成9年4月以降は当該期間を除き国民年金保険料を全て納付している。また、申立人の基礎年金番号は平成11年4月に付番されており、当該期間の保険料は納付することが可能であり、申立人の保険料を納付していたとする申立人の母親は、自身の保険料を全て納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、母親は、申立人の保険料の納付を開始した当初の2年は、過年度分及び現年度分の保険料を納付していたと説明しており、その内容は平成11年に9年分と11年分を、12年に10年分(申立期間②を除く。)と12年分を納付しているオンライン記録と合致している。また、申立人の基礎年金番号が付番された上記時点では、当該期間のうち9年2月以前の保険料は時効により納付することができないなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成 10 年 10 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、それぞれ150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和37年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月10日

② 平成17年12月9日

③ 平成18年6月9日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給与補填明細書(賞与)、支払伝票及び収入伝票により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、それぞれ標準賞与額の上限である150万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記給与補填明細書(賞与)、 支払伝票及び収入伝票において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、 それぞれ150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤り により訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないこと を認めていることから、これを履行していないと認められる。

東京厚生年金 事案 17327

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年6月10日は109万4,000円、同年12月9日は101万9,000円、18年6月9日は109万7,000円、同年12月8日は104万7,000円、19年6月8日は112万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和46年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月10日

② 平成17年12月9日

③ 平成18年6月9日

④ 平成18年12月8日

⑤ 平成19年6月8日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給与補填明細書(賞与)、支払伝票及び収入伝票により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記給与補填明細書(賞与)、支払伝票及び収入伝票において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、

平成17年6月10日は109万4,000円、同年12月9日は101万9,000円、18年6月9日は109万7,000円、同年12月8日は104万7,000円、19年6月8日は112万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年12月8日は106万円、19年6月8日は118万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和44年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月8日

② 平成19年6月8日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給与補填明細書(賞与)、支払伝票及び収入伝票により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記給与補填明細書(賞与)、支払伝票及び収入伝票において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成 18 年12月8日は106万円、19年6月8日は118万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、 当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の 届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることか ら、これを履行していないと認められる。

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を27万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和46年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年7月25日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、27万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、申立人の申立期間に係る保険料については納付していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を<標準賞与額>(別添一覧表参照)とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

 氏
 名
 :

 基礎年金番号
 :

 生
 年
 月

 住
 所
 :

別添一覧表参照

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成20年6月13日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給控除一覧表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給控除一覧表において 確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、<標準賞与額>(別添一覧表参照) とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤り により訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないこと を認めていることから、これを履行していないと認められる。

(注) 同一事業主に係る同種の案件14件(別添一覧表参照)

項番	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
17330			男	昭和32年生		平成20年6月13日	46万5,000円
17331			男	昭和33年生		平成20年6月13日	27万2,000円
17332			男	昭和38年生		平成20年6月13日	150万円
17333			男	昭和37年生		平成20年6月13日	78万2,000円
17334			女	昭和45年生		平成20年6月13日	102万5,000円
17335			男	昭和46年生		平成20年6月13日	118万7,000円
17336			女	昭和59年生		平成20年6月13日	37万円
17337			男	昭和36年生		平成20年6月13日	150万円
17338			女	昭和60年生		平成20年6月13日	43万円
17339			男	昭和39年生		平成20年6月13日	97万1,000円
17340			女	昭和59年生		平成20年6月13日	37万円
17341			女	昭和43年生		平成20年6月13日	81万1,000円
17342			男	昭和59年生		平成20年6月13日	38万円
17343			男	昭和32年生		平成20年6月13日	112万円

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を12万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和55年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月25日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる総 支給額及び厚生年金保険料控除額から、12万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤り により訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないこと を認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成 11 年 2 月 1 日から 13 年 10 月 1 日までの期間について、事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を20 万円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録については、申立期間のうち、平成14年10月から15年3月までは14万2,000円、同年4月から16年9月までは17万円、同年10月から17年11月までは16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年2月1日から17年12月8日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与額に見合うものとなっていない。一部期間の給与明細書を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録によると、申立期間のうち平成11年2月から13年2月までの期間については、申立人の標準報酬月額は、当初20万円と記録されていたが、同年3月6日付けで、11年10月及び12年10月の定時決定の記録を取り消し、遡って9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立人のほかにも、A社において平成 13 年 3 月 6 日時点で厚生年金保険被保険者資格を取得している全被保険者について、申立人と同様の処理が行われている。さらに、上記訂正処理が行われた従業員は、当時、会社の経営状況は良くなかったと回答している。

これらを総合的に判断すると、平成13年3月6日付けで行われた申立人の標準報酬月額の遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、社会保険事務所において、

有効な記録訂正があったとは認められない。

また、申立人の標準報酬月額は、当該遡及訂正処理が行われていない場合には、訂正前の標準報酬月額(20万円)が、当該遡及訂正処理が行われた後の最初の定時決定の前月(平成13年9月)まで適用されることとなる。

したがって、申立人の平成11年2月から13年9月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た20万円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち、平成15年1月から17年11月までの期間については、申立人から提出された給与支払明細書に記載された支給額合計及び社会保険料控除額から算出できる標準報酬月額、並びに申立人の15年分から17年分までの源泉徴収票に記載された給与支払金額及び社会保険料等の金額から算出できる標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より高いことが認められる。

また、上記源泉徴収票から算出した平成 15 年1月から同年8月までの保険料控除額に見合う標準報酬月額は、14 年 10 月の定時決定により決定されたものであるため、同年 10 月から同年 12 月までの保険料控除額についても、15 年1月以降と同額であると推認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の平成 14 年 10 月から 17 年 11 月までの標準報酬月額については、14 年 10 月から 15 年 3 月までは 14 万 2,000 円、同年 4 月から 16 年 9 月までは 17 万円、同年 10 月から 17 年 11 月までは 16 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社に係る平成17年度滞納処分票に記載された厚生年金保険料の金額から、社会保険事務所は事業主に対して、オンライン記録どおりの標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行ったことが確認できる上、給料支払明細書等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、申立人の報酬月額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 申立期間のうち、平成 13 年 10 月から 14 年 9 月までの期間については、13 年 10 月の定時決定の記録について遡及訂正処理は行われていない上、申立人は給料支払明細書を保管しておらず、当該期間の報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、A社は平成17年11月に解散しており、当時の事業主は同社の経営には関わっていない旨供述し、経理担当者は既に死亡していることから、申立人の当該期間に

係る厚生年金保険料控除について確認することができない。

さらに、当該期間にA社で勤務した従業員からも、当該期間の厚生年金保険料控除額を確認できる資料は得られなかった。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬 月額に係る記録を、平成2年5月は28万円、同年6月から同年9月までは30万円に訂 正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和40年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年5月7日から同年10月1日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に控除された保険料額よりも低くなっている。給料支払明細書を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料支払明細書により、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、その額が、オンライン記録の標準報酬月額を上回る場合に記録の訂正を行う必要がある。

申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給料支払明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額に基づく標準報酬月額は、平成2年5月は28万円、同年6月から同年9月までは30万円であり、オンライン記録の標準報酬月額は24万円であることから、同年5月は28万円、同年6月から同年9月までは30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録によると、A社は、平成7年4月24日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主は連絡先不明のため、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給料支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格取得日に係る記録を昭和22年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を510円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか 否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年5月1日から同年6月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る人事記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(昭和 22 年 5月1日に同社本社から同社B支社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B支社における昭和 22 年6月の社会保険事務所(当時)の記録から、510円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保 険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び 周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年6月1日から13年6月1日まで

A社に勤務した期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の報酬額と大きく相違している。確定申告では月額 50 万円で申告して納税しているので、調査して正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、平成 12 年 6 月から同年 9 月までは 50 万円と記録されていたところ、同年 11 月 14 日付けで同年 6 月に遡って 26 万円に減額訂正されており、処理日は異なるものの 3 人の従業員が被保険者資格を取り消されていることが確認できる。

また、代表取締役の標準報酬月額については、A社が厚生年金保険の適用事業所であったときと適用事業所でなくなった後の二度にわたって遡って減額訂正処理をされていることが確認できる。

さらに、上記減額訂正について、A社の経理担当者は、「社会保険料の滞納があり、 具体的な内容は覚えていないが、社長と2回ほど社会保険事務所へ行ったことがあ る。」と供述しており、同社が社会保険料の滞納に苦慮していたことがうかがえる。

これらの事実を総合的に判断すると、社会保険事務所において、標準報酬月額を遡って訂正する合理的な理由は無く、当該処理は事実に即したものとは認められない。

また、当該減額訂正処理が行われた後の期間の標準報酬月額については、平成 12 年 10 月 1 日の定時決定において、26 万円と記録されているが、当該定時決定に係る処理は、13 年 4 月 16 日付けで行われており、当該期間の標準報酬月額は、上記の減額訂正処理後の標準報酬月額と同額である。

本来、社会保険事務所は、定時決定時から6か月も経た後に標準報酬月額の決定処理

を行う場合、申立人の報酬額を確認した上で処理すべきものであると考えられるところ、申立人から提出のあった 12 年分の源泉徴収票における給与支払額及び社会保険料等の金額から判断すると、社会保険事務所において事実に即していない同年 10 月の定時決定を行ったものと考えられる。

これらのことから、平成12年10月以後の期間に係る標準報酬月額の記録については、 有効なものとは認められず、当該減額訂正処理と一連の処理によりなされたと考えるの が相当である。

これらを総合的に判断すると、平成12年6月から13年5月までの期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た50万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格喪失日に係る記録を平成5年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか 否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和38年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月1日から同年5月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社が保有する申立人に係る社員個人台帳から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し(平成5年5月1日に同社本社から同社B事業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における平成5年3月の社会保険事務所(当時)の記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立人のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が 平成14年6月12日、資格喪失日が17年7月1日とされ、当該期間のうち、同年6月30日から同年7月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の資格喪失日を同年7月1日とし、申立期間の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月30日から同年7月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社は平成 22 年8月に訂正の届出を行ったが、保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出のあった在籍証明書及び同社の親会社であるC社から提出のあった賃金 台帳により、申立人が申立期間にA社に勤務し(平成17年7月1日に同社からC社に 異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが 認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、53万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申 立期間当時の資格喪失日に係る届出を誤ったことにより、当該保険料を徴収する権利が 時効により消滅した後に訂正の届出を行っており、申立人に係る申立期間の厚生年金保 険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月1日から4年10月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、その前後の期間の標準報酬月額と比較して低くなっているので、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の平成3年 10 月の標準報酬月額に係る記録は定時決定により38万円とされているが、2年10月の標準報酬月額は50万円であることから、標準報酬月額を2等級以上減額して38万円とするには、通常は随時改定を行うべきであり、不自然な記録となっている。このことについて、年金事務所は事務処理の誤りである可能性が考えられるとしている。

また、A社は、同社が保管する等級管理台帳に申立人の平成3年の等級が33等級(53万円)と記載されていることから、申立人に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は53万円だったと思われるとし、同年10月分の増減内訳書の氏名欄に申立人の氏名の記載が無いことから、随時改定は行っていないと思うとしている。

さらに、健康保険組合に照会したところ、申立期間の記録は保管していないものの、 平成4年10月の申立人の標準報酬月額(56万円)の記録が定時決定として入力されていることから、3年10月の標準報酬月額は、当該等級と2等級以上の差が無い等級だったと考えられるとしている。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、社会保険事務所(当時)における 申立人に係る厚生年金保険被保険者の記録管理が十分に行われていなかったものと認め られることから、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額(53万円)に係る届出を 社会保険事務所に行ったことが認められる。

申立期間④のうち、平成18年12月1日から19年11月1日までの期間については、標準報酬月額の決定の基礎となる18年4月から同年6月までの期間及び19年4月から同年6月までの期間は標準報酬月額36万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和23年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年3月31日から同年6月16日まで

- ② 昭和58年3月31日から60年8月11日まで
- ③ 昭和62年8月21日から平成8年8月5日まで
- ④ 平成8年8月5日から19年12月10日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を確認したところ、B社に勤務した期間のうち、申立期間①の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間①に勤務したことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。また、同社に勤務していた申立期間②、C社に勤務していた申立期間③及びA社に勤務していた申立期間④の標準報酬月額が、歩合給を含んだ実際の給与の総額に見合う標準報酬月額と異なっていた。申立期間②、③及び④については、歩合給を含んだ正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間④のうち平成18年12月1日から19年11月1日までの期間については、A 社から提出された賃金台帳により保険料控除額に見合う標準報酬月額がオンライン記録 の標準報酬月額と一致又は低いことが確認できることなどから、既に当委員会の決定に 基づき21年12月25日付け総務大臣の年金記録の訂正は必要でないとする通知が行わ れている。

しかしながら、当初の決定後に、本件を含む厚生年金保険事案であって申立期間に厚生年金保険料の徴収権の消滅時効成立前の期間を含む所定の事案に関する厚生年金保険 法と厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金 特例法」という。)の適用について、厚生労働省から、特例的に、当該事案の申立日に おいて既に厚生年金保険料徴収権が時効により消滅した期間については、厚生年金特例 法を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という見解が示され、当 委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認め られるかを判断することとしている。

当該期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

したがって、当該期間については、A社から提出された賃金台帳、申立人から提出された給与明細書及び申立人名義の預金通帳の写しにより、標準報酬月額の決定の基礎となる平成18年4月から同年6月までの期間及び19年4月から同年6月までの期間は標準報酬月額36万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていることが確認できることから、申立人の同社における標準報酬月額を36万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和 53 年2月5日であると認められることから、申立期間②の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和 52 年 6 月及び同年 7 月は 9 万 2,000 円、同年 8 月から 53 年 1 月までは 10 万 4,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和29年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年4月22日から同年6月23日まで

② 昭和52年6月30日から53年2月5日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の従業員の供述により、申立人が申立期間にA社に継続して勤務していたことが認められる。

申立期間②について、A社に係る事業所別被保険者名簿によれば、申立人の被保険者 資格喪失日は、昭和52年6月30日とされている一方、同日以降の同年8月の随時改定 の記録は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(昭和53年2月26日)の 後の同年4月10日付けで取り消されていることが確認できる。

また、上記被保険者名簿では、申立人のほか5人について、被保険者資格喪失日以降に、随時改定又は定時決定が行われた記録が確認でき、5人全員が、A社が適用事業所でなくなった日の後の昭和53年4月10日付けで当該記録が取り消されていることが確認できる。

さらに、当時のA社の総務経理責任者は、「保険料を滞納していたため、社会保険事務所(当時)に呼び出され、被保険者記録を取り消すと言われ、手続をした記憶がある。」旨供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和52年6月30日に資格喪失した

旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日は、雇用保険の加入記録の離職日 (昭和53年2月4日)の翌日の同年2月5日であることが認められる。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、上記被保険者名簿において確認できる 取消し前の標準報酬月額により、昭和52年6月及び同年7月は9万2,000円、同年8 月から53年1月までは10万4,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間①については、オンライン記録により、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和51年6月11日であることが確認でき、申立期間①の一部は適用事業所となっていない。

また、A社は既に解散している上、事業主は連絡先が不明であることから、申立人の 当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立期間①当時の経理責任者は、A社が厚生年金保険の適用事業所となる前に、従業員の給与から厚生年金保険料を控除することは無かったとしている。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立人の申立期間①、②及び④に係る標準報酬月額の記録については、当該期間のうち、平成3年10月から同年12月まで、4年2月から同年5月まで及び5年11月から6年4月までは32万円、同年5月及び同年6月は28万円、同年7月から同年10月までは32万円、同年11月は24万円、7年1月は18万円、18年8月は38万円、同年9月は50万円、同年10月は38万円、同年11月は56万円、同年12月は62万円、19年1月は44万円、同年2月は56万円、同年3月は53万円、同年4月は41万円、同年5月は50万円、同年6月は59万円、同年7月は38万円、同年8月は36万円、同年9月は34万円、同年10月は11万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成17年12月1日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額の記録については、同年12月は11万8,000円、18年1月は12万6,000円、同年2月及び同年3月は16万円、同年4月は15万円、同年5月は22万円、同年6月は38万円、同年7月は44万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和37年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年10月1日から4年10月1日まで

- ② 平成5年11月1日から7年5月28日まで
- ③ 平成17年12月1日から18年8月1日まで
- ④ 平成18年8月1日から19年11月1日まで

A社に勤務した申立期間①、②及び④の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与から 控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違しており、一部期間の給料支払明 細書を提出するので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。 また、A社に勤務した申立期間③の資格取得日も実際の資格取得日と相違している。 勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②及び④の標準報酬月額の相違について申し立てているが、 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、平成3年12月、4年2月から同年5月までの期間及び申立期間②のうち、5年11月から6年11月までの期間、7年1月の標準報酬月額については、B社(A社の承継会社)から提出された申立人に係る4年分から7年分までの所得税源泉徴収簿において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、3年12月、4年2月から同年5月まで、5年11月から6年4月までは32万円、同年5月及び同年6月は28万円、同年7月から同年10月までは32万円、同年11月は24万円、7年1月は18万円とすることが妥当である。

また、申立期間①のうち、平成3年10月及び同年11月の標準報酬月額については、申立人及びB社は給料支払明細書等を保管していないが、申立人と同じ営業職に従事し、申立人と同様に同年10月の定時決定において、標準報酬月額が減額されている同僚から提出のあった同年11月の給料支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、4年10月の定時決定後の標準報酬月額と同額であることから判断して、申立人についても、当該期間において同年10月の定時決定後と同額の標準報酬月額に基づく保険料が控除されていたと認められることから、32万円とすることが妥当である。

さらに、申立期間④の標準報酬月額については、申立人から提出された給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、平成18年8月は38万円、同年9月は50万円、同年10月は38万円、同年11月は56万円、同年12月は62万円、19年1月は44万円、同年2月は56万円、同年3月は53万円、同年4月は41万円、同年5月は50万円、同年6月は59万円、同年7月は38万円、同年8月は36万円、同年9月は34万円、同年10月は11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間の報酬月額の届出について誤りを認めており、当該期間に係る厚生年金保険料についても過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

次に、申立期間①のうち、平成4年1月、同年6月から同年9月までの期間、及び申立期間②のうち、6年12月の標準報酬月額について、上記源泉徴収簿において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と

一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間②のうち、平成7年2月から同年4月までの標準報酬月額について、 上記源泉徴収簿において確認できる報酬額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の 標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、 あっせんは行わない。

一方、申立期間③については、当該期間にA社の代表取締役であったB社の事業主は、「平成17年12月から申立人は勤務していた。」と回答しており、さらに、上記源泉徴収簿において、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記源泉徴収簿において確認できる報酬額から、平成17年12月は11万8,000円、18年1月は12万6,000円、同年2月及び同年3月は16万円、同年4月は15万円、同年5月は22万円、同年6月は38万円、同年7月は44万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得日に係る届出を社会保険事務所に誤って提出し、当該期間に係る保険料について納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録については、申立期間のうち、平成 12 年5月から同年8月まで及び同年10月は13万4,000円、同年12月は15万円、13年 1月及び同年2月は13万4,000円、同年3月は26万円、同年4月は13万4,000円、 同年5月は19万円、同年6月は12万6,000円、同年7月は18万円、同年8月は13万 4,000円、同年9月及び同年10月は19万円、同年11月は20万円、同年12月は13万 4,000円、14年1月及び同年2月は19万円、同年3月は14万2,000円、同年4月から 同年6月までは17万円、同年7月は16万円、同年8月は17万円、同年9月は22万円、 同年 10 月及び同年 11 月は 18 万円、同年 12 月は 19 万円、15 年 1 月は 22 万円、同年 2月は24万円、同年3月は20万円、同年4月及び同年5月は22万円、同年6月は30 万円、同年7月は22万円、同年8月は30万円、同年9月は22万円、同年10月は28 万円、同年11月から16年1月までは26万円、同年2月は34万円、同年3月は36万 円、同年4月及び同年5月は34万円、同年6月は30万円、同年7月及び同年8月は 32 万円、同年9月は26 万円、同年10月は28万円、同年11月及び同年12月は32万 円、17年1月は28万円、同年2月は32万円、同年3月は36万円、同年4月及び同年 5月は28万円、同年6月は41万円、同年7月は34万円、同年8月から同年11月まで は30万円、同年12月は41万円、18年1月及び同年2月は30万円、同年3月は44万 円、同年4月は41万円、同年5月は30万円、同年6月は50万円、同年7月は30万円 に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成 18 年 11 月 29 日から 19 年 10 月 2 日までの期間については、事業主は、厚生年金保険法第 81 条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収は免除されることから、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を41 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和52年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年5月1日から19年10月6日まで

A社(後に、B社)に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違しているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成12年12月から18年7月までの期間の標準報酬 月額については、B社(A社の承継会社)から提出された申立人に係る 13 年分から 18 年分の所得税源泉徴収簿において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、12 年 12 月は15万円、13年1月及び同年2月は13万4,000円、同年3月は26万円、同年4月 は13万4,000円、同年5月は19万円、同年6月は12万6,000円、同年7月は18万円、 同年8月は13万4,000円、同年9月及び同年10月は19万円、同年11月は20万円、 同年12月は13万4,000円、14年1月及び同年2月は19万円、同年3月は14万2,000 円、同年4月から同年6月までは17万円、同年7月は16万円、同年8月は17万円、 同年9月は22万円、同年10月及び同年11月は18万円、同年12月は19万円、15年 1月は22万円、同年2月は24万円、同年3月は20万円、同年4月及び同年5月は22 万円、同年6月は30万円、同年7月は22万円、同年8月は30万円、同年9月は22万 円、同年10月は28万円、同年11月から16年1月までは26万円、同年2月は34万円、 同年3月は36万円、同年4月及び同年5月は34万円、同年6月は30万円、同年7月 及び同年8月は32万円、同年9月は26万円、同年10月は28万円、同年11月及び同 年12月は32万円、17年1月は28万円、同年2月は32万円、同年3月は36万円、同 年4月及び同年5月は28万円、同年6月は41万円、同年7月は34万円、同年8月か ら同年11月までは30万円、同年12月は41万円、18年1月及び同年2月は30万円、 同年3月は44万円、同年4月は41万円、同年5月は30万円、同年6月は50万円、同 年7月は30万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成12年5月から同年8月まで及び同年10月については、申立人は、給料支払明細書等の保険料控除を確認できる資料を保管していないが、上記源泉徴収簿によると、同年12月から18年7月までの長期間(平成15年3月を除く。)にわたり、報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。さらに、B社から提出された平成12年の総勘定元帳に記載された同年5月から同年8月まで及び同年10月の給与支給総額(13万1,336円)と13年の総勘定元帳及び同年分の所得税源泉徴収簿に記載された同年1月、同年2月及び同年4月の給与支給総額(13万1,336円)は一致していることが確認できることから判断して、12年5月から

同年8月まで及び同年10月の標準報酬月額については13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時の報酬月額の届出について誤りを認めており、当該期間に係る厚生年金保険料についても過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成 18 年 11 月 29 日から 19 年 10 月 2 日までの期間について、厚生年金保険法第 81 条の2の規定では、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が、申出を行ったときは、当該被保険者に係る保険料であって、育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係るものの徴収は行わない旨規定されているところ、オンライン記録により、事業主は、当該規定に基づく、申立人の育児休業期間中(開始年月日が平成18 年 11 月 29 日、終了年月日が 19 年 10 月 2 日)に係る厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認でき、申立人の当該期間に係る育児休業による保険料免除期間は、18 年 11 月から 19 年 9 月までであることが確認できる。

さらに、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき、事業主により、免除の申出があった場合には、育児休業期間中の当該被保険者に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、事業主が、正しい届出を行っていない場合であっても、年金額の計算の基礎とすべきものであると考えられる。

加えて、育児休業に係る厚生年金保険料の免除期間中は、従前の標準報酬月額が保険 給付に用いられるとされているところ、オンライン記録では、申立人の平成18年11月 から19年9月までの期間に係る標準報酬月額は、18年7月の随時改定の記録から、22 万円と記録されていることが確認できる。

しかしながら、上記平成 18 年分の所得税源泉徴収簿により、当該期間の標準報酬月額の決定の基礎となる同年4月から同年6月までは、標準報酬月額 41 万円に相当する報酬月額が支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人に係る当該育児休業期間中である平成18年11月29日から19年10月2日までの期間の標準報酬月額については、従前の標準報酬月額を基に年金額の計算の基礎とすべきものであると考えられることから、41万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成12年9月及び同年11月の標準報酬月額については、同年の総勘定元帳において、給与支給総額の記載が無く、また、B社及び申立人は、当該期間に係る申立人の報酬月額及び保険料を確認できる資料を保有していないため、申立人の当該期間に係る報酬月額及び保険料控除額を確認することができない。

また、申立期間のうち、平成 18 年8月の標準報酬月額については、同年分の源泉徴収簿において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より低額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

さらに、申立期間のうち、平成18年9月及び同年10月の標準報酬月額については、 同年分の源泉徴収簿において、産休との記載があり、事業主により給与が支払われてい ないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっ せんは行わない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成5年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4年7月から同年9月までは38万円、同年10月から5年3月までは41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和33年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月31日から5年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は申立期間にA社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、平成5年3月18日付けで申立人に係る4年10月1日の定時決定(41万円)が取り消され、同日付けで同年7月31日の資格喪失が記録されていることが確認できる。

また、A社の複数の従業員から提出された給与明細書では、申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認できることから、申立人についても、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、A社は、同社の商業登記簿謄本では、平成元年3月20日に成立し、8年12月*日に解散していることが確認できることから、申立期間において、同社は法人事業所であり、厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の平成4年6月及び上記取消し前の同年10月のオンライン記録から、同年7月から同年9月までは38万円、同年10月から5年3月までは41万円とすることが妥当である。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散しており、事業主は連絡先が不明であるが、オンライン記録の資格喪失日(平成4年7月31日)が、厚生年金基金の記録における資格喪失日と同日となっていることから、厚生年金基金及び社会保険事務所(当時)の双方が誤って同じ資格喪失日を記録することは考え難く、事業主は平成4年7月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月から5年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格喪失日に係る記録を平成6年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和38年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年12月31日から6年1月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。平成5年 12月31日付け退職は間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人から提出されたA社との労働契約書及びB社から提出された申立人に係る在籍正明書により、申立人は申立期間もA社に勤務していたことが確認できる。

一方、上記労働契約書によると、申立人はA社と雇用契約を締結している契約社員であることが確認できるところ、B社は、「月末まで勤務していた契約社員については、給与から当該月も社会保険料を控除していた。」と供述していることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準時間月額については、A社における平成5年 11 月のオンライン記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を 納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を平成6年1月1日と届け 出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを5年12月31日と誤って記録すること は考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会 保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保 険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保 険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①のうち、昭和58年9月30日から同年10月21日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年10月21日であると認められることから、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額は、19万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和30年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年9月30日から59年1月1日まで

② 昭和59年1月から同年2月21日まで

A社及びB社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入 記録が無い。それぞれの会社に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保 険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和58年9月30日から同年10月21日までの期間については、 雇用保険の加入記録から、申立人は、同年10月20日までA社に継続して勤務していた ことが確認できる。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の同社における厚生年金保険の資格喪失日を昭和58年9月30日とする資格喪失届が、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年9月30日より後の同年11月18日に、社会保険事務所(当時)に提出されていることが確認できる。

また、元代表者を含む複数の従業員においても、申立人と同様、A社が適用事業所でなくなった日より後の昭和58年11月18日に、厚生年金保険の資格喪失日を同年9月30日とする資格喪失届が社会保険事務所に提出されている上、そのうち、元代表者を含む二人については、標準報酬月額を遡及減額訂正するための月額変更届も同時に提出されていることが確認できる。

一方、オンライン記録によると、A社は昭和58年9月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できるところ、当時の厚生年金保険法における適用事業所の要件は、従業員が常時5人以上であることとされているが、同法第7条では、適用事業所がその要件に該当しなくなったときは、当該事業所について、いわゆる任意適用の事業所としての認可があったものとみなす旨規定されており、同社に係る商業登記簿謄本によると、同社は申立期間①において法人事業所であることが確認できる。ま

た、申立人を含む複数の従業員の同社における雇用保険の加入記録が昭和 58 年 10 月 20 日までであることから判断すると、同社は、当該従業員が勤務していたことが確認できる期間においても厚生年金保険の適用事業所として扱われるべきであったと考えるのが相当である。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、申立人の資格喪失に係る処理を遡って行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日は、雇用保険の離職日の翌日である昭和58年10月21日に訂正することが必要である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 58 年8月の 社会保険事務所の記録から、19 万円とすることが妥当である。

申立期間①のうち、昭和58年10月21日から59年1月1日までの期間については、 A社に勤務した従業員は、「申立人は58年11月まで勤務していた。」とし、別の従業 員は、「申立人は同年の年内までいた。」旨それぞれ供述している。

しかし、申立人がA社を退職後に勤務したB社から提出された申立人に係る社員名簿によると、申立人は昭和58年10月にA社が倒産したことにより退職と記載されている上、雇用保険の加入記録から、申立人は、同年10月20日に被保険者資格を喪失後、同保険から給付されていることが確認できる。

また、上記複数の従業員は、「A社は昭和58年10月頃倒産した。倒産後は残務処理を行い、その期間の給料は債権者から日割りで受け取っていたが、厚生年金保険料が控除されたかどうかは分からない。また、当時の給与明細書は所持していない。」旨供述している。

なお、A社の元代表者は既に死亡しているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

申立期間②については、雇用保険の加入記録によると、申立人の資格取得日は昭和59年2月21日であり、当該記録はオンライン記録と一致している上、複数の従業員は、「申立人とは勤務地が異なるため、申立人のことは分からない。」旨供述しており、申立人の入社時期を特定することができない。

また、雇用保険の加入記録が確認できた複数の従業員においても、雇用保険及び厚生年金保険の資格取得日が一致していることが確認できる。

さらに、B社から提出された社員名簿及び社会保険台帳によると、申立人の入社日は昭和59年2月21日となっており、オンライン記録と一致している上、同社は、「当該期間の厚生年金保険料は控除していない。」旨回答している。

このほか、申立人の申立期間①のうち、昭和58年10月21日から59年1月1日までの期間及び申立期間②における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立人は、申立期間のうち、昭和19年10月1日から21年6月16日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場(現在は、C社)における資格取得日に係る記録を19年10月1日、資格喪失日に係る記録を20年10月1日とし、また、申立人の同社D工場(現在は、C社)における資格取得日に係る記録を同年10月1日、資格喪失日に係る記録を21年6月16日とし、当該期間の標準報酬月額を19年10月から21年3月までは50円、同年4月及び同年5月は150円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和2年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年頃から21年夏頃まで

A社に勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社では、B工場、E工場 及びD工場に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認め てほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社から提出された人事記録並びに申立人と同時期に勤務した同僚及び従業員の供述から判断すると、申立人は、昭和19年9月12日から21年6月15日までの期間について、A社B工場、同社E工場及びD工場に勤務していたことが確認できる。

また、申立人がA社を退職した後に勤務したF社から提出された申立人の履歴書及び C社から提出された社史から判断すると、申立人は、昭和20年10月1日にA社E工場 から同社D工場に異動したことが推認できる。

さらに、A社B工場及び同社D工場に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿から、申立人の記憶する同僚は、いずれも厚生年金保険の被保険者記録が確認できる上、当該同僚のうち、連絡が取れた一人は、「申立人は正社員で、申立人と一緒に同社E工場で工員の給与計算をしていた。」旨供述し、別の従業員は、「申立人は同社同工場で経理事務をしており一緒に勤務していた。申立人は正社員であり、正社員は厚生年金保険に

加入していたと思う。」旨供述している。

なお、オンライン記録によると、A社E工場は厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できないが、同社同工場で勤務していた上記同僚等の厚生年金保険の被保険者記録は、同社B工場で記録されていることが確認できる。

一方、申立人の勤務が確認できる期間のうち、昭和 19 年 9 月 12 日から同年 9 月 30 日までの期間については、労働者年金保険法が施行されていたが、同法の適用対象は、工業・鉱業等の事業所に勤務する男子筋肉労働者のみとされていたことから、申立人は、当該期間については、労働者年金保険の適用除外者であったと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和19年10月1日から20年10月1日までの期間については、A社B工場において、同年10月1日から21年6月16日までの期間については、同社D工場において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同職種である上記同僚の標準報酬月額の記録から、昭和19年10月から21年3月までは50円、同年4月及び同年5月は150円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所(当時)が当該届出を記録していないとは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和19年10月から21年5月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成7年2月28日から8年10月1日までの期間における標準報酬月額は47万円であることが認められることから、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和30年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月28日から11年4月10日まで A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与の額より低いの で、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成7年2月から同年9月までの期間については、オンライン記録によると、申立人に係る厚生年金保険の資格取得時(同年2月 28 日)の標準報酬月額は、同年3月31日付けで30万円と記録されていることが確認できる。

しかし、A社の元経理社会保険事務担当者は、「当社と代表者及び所在地が同一の関連会社であるB社の経営悪化により、同社では社会保険料が納付できなくなった。平成7年2月頃、社会保険事務所(当時)から、同社の従業員の給与をA社で支払い、給与額はそのままで標準報酬月額を下げるよう指示があった。」旨供述しているところ、オンライン記録から、申立人の標準報酬月額は、B社からA社に異動の際、47万円から30万円に減額されている上、申立人と同様、同年2月28日にB社からA社に異動したほぼ全ての従業員の標準報酬月額が減額されていることが確認できる。

また、オンライン記録で確認できる申立人のB社における資格喪失時(平成7年1月)の標準報酬月額、申立人が提出した雇用保険受給資格者証及び上記A社の元経理社会保険事務担当者の供述から判断すると、申立人は、申立期間において、同社から約47万円の給与が支給されていたことが推認できる。

なお、オンライン記録によると、B社で勤務した申立人を含む複数の従業員の標準報酬月額は、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成7年4月1日より後の同年4月6日付けで遡及減額訂正されていることが確認でき、申立人に係る当該訂正処

理は既に日本年金機構にて職権訂正されている。

これらを総合的に判断すると、平成7年3月31日付けで社会保険事務所において処理された、申立人の資格取得時に係る標準報酬月額の記録はB社において行われた不合理な遡及訂正と連動して行われた処理と考えられ、事実に即した処理とは言い難く、有効なものとは認められないことから、当該資格取得時に係る申立人の標準報酬月額は47万円と考えられる。

また、申立期間のうち、平成7年 10 月から8年9月までの期間については、オンライン記録によると、申立人のA社における7年2月から同年8月までの標準報酬月額は、当初、30 万円と記録されていたところ、同年9月 29 日付けで9万 2,000 円に減額遡及訂正が行われている上、その後の同年 10 月の定時決定において、当該遡及訂正処理の直後である同年 10 月 13 日付けで、引き続き 9万 2,000 円として処理されていることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、当該期間に厚生年金保険の被保険者記録がある全員においても、申立人と同様、平成7年9月29日付けで、標準報酬月額が遡及減額訂正されていることが確認できる上、同年10月の定時決定においても、当該遡及訂正処理の直後である同年10月13日付けで、減額訂正された標準報酬月額で決定されていることが確認できる。

このことについて、A社の元役員、元経理社会保険事務担当者及び複数の元従業員は、「平成7年頃、同社の経営は悪かった。」旨供述していることから判断すると、同社は、標準報酬月額の遡及訂正時において、厚生年金保険料の滞納があったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、平成7年2月から同年8月までの期間の標準報酬月額を遡って訂正する合理的な理由は無く、また、同年9月から8年9月までの期間に係る標準報酬月額の記録については、当該遡及減額訂正に連動してなされた処理の結果であると考えるのが相当である。

一方、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は、申立期間において、同社の取締役であったことが確認できる。しかし、上記元役員、元経理社会保険事務担当者及び複数の元従業員は、「申立人は営業担当で、社会保険事務は行っていなかった。」旨供述していることから、申立人は、同社における資格取得時決定及び標準報酬月額の遡及減額訂正処理に関与していないと判断される。

なお、平成7年2月から8年9月までに係る標準報酬月額については、申立人のB社における7年1月の社会保険事務所の記録から、47万円に訂正することが必要である。申立期間のうち、平成8年10月から11年3月までの期間については、申立人は、自身の標準報酬月額は47万円であった旨主張しており、申立人が提出した雇用保険受給資格者証から判断すると、申立人の当該期間における報酬月額は約47万円であったことが推認できるが、申立人は、当該期間における保険料控除額を確認できる給与明細書等を所持していないとしている。

また、A社は既に適用事業所ではなくなっており、元代表者は照会に対する返答が無い上、元経理社会保険事務担当者及び複数の従業員は当該期間の給与明細書を所持していないため、当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間①のうち、平成8年4月1日から 18 年7月1日までの期間に係る申立人の標準報酬月額については、当該期間のうち、9年12月から10年9月までは18万円、12年12月から13年11月までは24万円、同年12月から15年3月までは22万円、同年4月から17年8月までは28万円、同年9月から18年6月までは26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間①のうち、平成18年7月1日から20年4月1日までの期間については、標準報酬月額の決定の基礎となる17年4月から同年6月までは標準報酬月額34万円、18年4月から同年6月まで及び19年4月から同年6月までは標準報酬月額36万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を18年7月及び同年8月は34万円、同年9月から20年3月までは36万円に訂正することが必要である。

さらに、申立期間②から⑥までについては、それぞれ標準賞与額 10 万円、申立期間 ⑦については標準賞与額 9 万 9,000 円に相当する賞与が事業主により申立人へ支払われていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成 18 年 7 月 21 日、同年 12 月 15 日、19 年 5 月 1 日、同年 8 月 20 日、同年 12 月 28 日はそれぞれ 10 万円、20 年 3 月 31 日は 9 万 9,000 円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和49年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年4月1日から20年4月1日まで

- ② 平成18年7月21日
- ③ 平成18年12月15日
- ④ 平成19年5月1日
- ⑤ 平成19年8月20日
- ⑥ 平成 19 年 12 月 28 日
- ⑦ 平成20年3月31日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額が報酬額に 見合う標準報酬月額と相違している。また、申立期間②から⑦までの標準賞与額の記録が無い。一部期間の給料支払明細書及び源泉徴収票を提出するので、調査して訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、平成8年4月1日から20年4月1日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間①のうち、平成8年4月1日から 18年7月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、特例法を適用し、同年7月1日から 20年4月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であることから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているところ、当該期間のうち、平成9年12月から10年9月まで、12年12月から18年6月までの期間については、申立人から提出された一部期間の給料支払明細書、一部期間の給与所得の源泉徴収票及び区役所から提出された13年度から19年度までの区民税・県民税賦課資料により、当該期間の保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正 及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険 料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、 これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記給料支払明細書、給与所得の源泉徴収票及び区民税・県民税賦課資料において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成9年12月から10年9月までは18万円、12年12月から13年11月までは24万円、同年12月から15年3月までは22万円、同年4月から17年8月までは28万円、同年9月から18年6月までは26万円とすることが妥当である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答は無いが、オンライン記録の標準報酬月額が、給料支払明細書、給与所得の源泉徴収票等において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払

明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所(当時)は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成8年4月から9年11月までの期間については、申立人は給料支払明細書及び給与所得の源泉徴収票を保有していないため、当該期間の厚生年金保険料控除額を確認できないが、A社における申立人の同僚から提出された給料支払明細書及び複数の同僚の「入社直後は届出どおりの保険料控除額だった。」という証言から判断すると、当該期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であると考えられる。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、平成10年12月から12年9月までの期間については、上記給料支払明細書及び区民税・県民税賦課資料において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

さらに、平成10年10月、同年11月、12年10月及び同年11月については、上記源泉徴収票及び区民税・県民税賦課資料において確認できる社会保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より低額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

一方、申立期間のうち、平成18年7月から20年3月までの期間については、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、22万円と記録されている。

しかし、上記給料支払明細書等によると、当該期間の標準報酬月額の決定の基礎となる平成17年4月から同年6月までは標準報酬月額34万円、18年4月から同年6月まで及び19年4月から同年6月までは標準報酬月額36万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できることから、申立人のA社における標準報酬月額を18年7月及び同年8月は34万円、同年9月から20年3月までは36万円に訂正することが必要である。

2 申立人は、申立期間②から⑦までの標準賞与額に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当該期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、同法に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

また、申立人及びA社の複数の同僚は、「同社は毎年、10万円の賞与が年3回支

払われていた。」と述べているところ、同僚の預金通帳により確認できる賞与の支払日、申立人から提出された預金通帳並びに平成18年分及び19年分の給与所得の源泉徴収票から判断すると、18年7月21日、同年12月15日、19年5月1日、同年8月20日及び同年12月28日にそれぞれ10万円、20年3月31日に9万9,000円の標準賞与額に相当する賞与が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、当該期間の標準賞与額を平成 18 年 7 月 21 日、同年 12 月 15 日、19 年 5 月 1 日、同年 8 月 20 日及び同年 12 月 28 日はそれぞれ 10 万円、20 年 3 月 31 日 は 9 万 9,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成4年1月1日から6年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を4年1月から同年7月までは24万円、同年8月から5年9月までは28万円、同年10月から6年9月までは26万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成6年 10 月1日から7年6月9日までの期間については、6年10月は26万円、同年11月から7年5月までは24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和40年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月1日から7年6月9日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬月額より低くなっている。給与支給明細書を提出するので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成4年1月から5年12月までの期間について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、4年1月から同年7月までは24万円、同年8月から5年9月までは28万円、同年10月から同年12月までは26万円と記録されていたところ、6年1月13日付けで4年8月1日の随時改定及び5年10月1日の定時決定が取り消され、4年1月に遡及して標準報酬月額の減額訂正処理が行われた結果、当該期間の標準報酬月額は、9万8,000円となっていることが確認できる。

また、A社において、申立人のほかに 12 人の従業員の標準報酬月額が平成6年1月13日付けで遡及して減額訂正されていることが確認できる。

さらに、A社の従業員は、「同社の経営状態は平成4年頃から悪化し、社会保険料も滞納しており、同社を管轄する社会保険事務所の担当者が度々訪れ代表取締役と面

会していた。」と述べている。

これらを総合的に判断すると、平成6年1月13日付けで行われた標準報酬月額の 遡及処理は事実に即したものとは考え難く、社会保険事務所において、申立人の標準 報酬月額を遡及して減額訂正する合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは 認められないことから、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の4年 1月から6年9月までの標準報酬月額を事業主が社会保険事務所に当初届け出た、4 年1月から同年7月までは24万円、同年8月から5年9月までは28万円、同年10 月から6年9月までは26万円に訂正することが必要である。

2 申立期間のうち、平成6年 10 月から7年5月までの期間について、申立人の標準報酬月額は、オンライン記録によると、6年 10 月1日の標準報酬月額の定時決定は同年8月 16 日付けで処理されており、社会保険事務所における不合理な処理は見当たらないが、申立人から提出された給与支給明細書により、当該期間の保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より高いことが確認できる。一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、給与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成6年10月は26万円、同年11月から7年5月までは24万円とすることが妥当である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「小切手で納付した。」と述べているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、上記訂正後の報酬月額の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 47 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和39年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年5月1日から同年12月14日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に控除されていた厚生年金保険料額に見合った標準報酬月額より低くなっている。給与支給明細書等を提出するので正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初 47 万円と記録されていたところ、平成 19 年 10 月 22 日付けで同年 9 月 1 日の定時決定が取り消され、同年 5 月に遡及して 9 万 8,000 円に減額訂正され、さらに、同年 11 月 2 日付けで同年 9 月 1 日の定時決定が 9 万 8,000 円と記録された結果、申立期間の標準報酬月額は 9 万 8,000 円となっていることが確認できる。

また、A社においては、申立人を含めた当時の従業員5名全員の標準報酬月額が、申立人に係る遡及訂正日と同日の平成19年10月22日付けで遡及して減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社の元代表取締役は、「社会保険料の滞納があり、社会保険事務所に相談したところ、給与の未払があったことから、滞納保険料も減るので、標準報酬月額を下げたらどうかと言われて、その分を給料の支払に充てられると考えて、手続を行った。」と述べている。

さらに、A社に係る商業登記簿謄本により、申立人は同社の取締役でないことが確認できる上、同社の元代表取締役は、「申立人は開発業務を担当しており、社会保険手続に関与していない。」と回答している。

加えて、申立人から提出された給与支給明細書において確認できる給与支給額及び厚生年金保険料控除額からは、申立人の標準報酬月額が減額訂正されたことを確認することができない。

これらを総合的に判断すると、平成19年10月22日付け及び同年11月2日付けで行われた標準報酬月額に係る処理は事実に即したものとは考え難く、社会保険事務所において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を遡及して減額訂正する合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立期間に係る標準報酬月額を事業主が社会保険事務所に当初届け出た47万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)本社における資格取得日に係る記録を昭和24年6月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか 否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和5年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年6月21日から同年8月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社C工場から、研究のため同社本社に転勤し、本社に籍を置き関連会社であるD社E工場で研究を行ったが、給与はA社本社からもらっていた。同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社C工場に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿及び同社本社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録は、昭和24年6月21日に同社C工場で被保険者資格を喪失し、同年8月1日に同社本社で被保険者資格を取得していることが確認できる。

しかし、申立人は、「申立期間当時、A社C工場から研究のため同社本社に転勤し、 本社に籍を置きD社E工場で1年間、研究を行った。」と述べている。

また、複数の従業員が、「A社とD社は関連会社だった。」と述べているところ、D 社の同僚は、「昭和 24 年くらいに申立人と寮で一緒だった。申立人はA社から出張し ていると言っていた。D社には1年くらいいたと思う。」と述べており、A社本社の同 僚は、「D社かどうかは定かでないが、ほかのところに申立人が行っていた記憶はあ る。」と述べていることから、申立人は、申立期間にA社に継続して勤務(昭和 24 年 6月 21 日に同社C工場から同社本社に異動し、D社E工場へ在籍出向)していたこと が推認できる。

さらに、申立人は、「D社に出向期間中も、A社本社から給与が支給されていた。」 と述べているところ、D社に出向していた1年間のうち、申立期間のみ、厚生年金保険 料が控除されていない特段の事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、昭和24年6月21日にA社本社に異動し、 申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和 24 年8 月の社会保険事務所(当時)の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B 社は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らか でないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を平成15年6月27日は<標準賞与額>(別添一覧表参照)、16年6月25日は<標準賞与額>(別添一覧表参照)とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 基礎年金番号 : 生 年 月 日 : 住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月27日

② 平成16年6月25日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に年金事務所に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賞与支給控除一覧表により、申立人は、平成 15 年 6月 27 日及び 16 年 6月 25 日に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる厚生年金 保険料控除額から、平成 15 年 6 月 27 日は<標準賞与額> (別添一覧表参照)、16 年 6 月 25 日は<標準賞与額> (別添一覧表参照)とすることが妥当である。

なお、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出の誤りにより保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

(注) 同一事業主に係る同種の案件11件 (別添一覧表参照)

事案番号	基礎年金番号	氏名	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
17383		男	昭和11年生		平成15年6月27日	150万円
17384		男	昭和12年生		平成15年6月27日	150万円
17385		男	昭和15年生		平成15年6月27日	150万円
					平成16年6月25日	150万円
17386		男	昭和16年生		平成15年6月27日	150万円
					平成16年6月25日	150万円
17387		男	昭和17年生		平成15年6月27日	150万円
					平成16年6月25日	150万円
17388		男	昭和16年生		平成15年6月27日	150万円
					平成16年6月25日	150万円
17389		男	昭和17年生		平成15年6月27日	150万円
					平成16年6月25日	150万円
17390		男 (死亡)	昭和16年生		平成15年6月27日	150万円
					平成16年6月25日	150万円
17391		男	昭和21年生		平成15年6月27日	120万円
					平成16年6月25日	150万円
17392		男	昭和16年生		平成16年6月25日	150万円
17393		男	昭和21年生		平成16年6月25日	150万円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和40年9月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和5年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年6月2日から同年9月27日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には継続して勤務しており、申立期間は海外に駐在していた。赴任中も、国内で振り込まれた内地手当から、厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者の記録は、A社において、昭和36年10月1日に 資格を取得し、40年6月2日に資格を喪失していることが確認できる。

また、「履歴簿」によると、申立人の海外駐在員の辞令は、昭和 40 年6月1日に発令されており、申立人は、同日から 45 年 10 月 21 日までは海外駐在員として海外に赴任していたことが確認できるところ、40 年9月 27 日から、A社において、再度厚生年金保険の被保険者資格を取得している。

さらに、A社が保有している「厚生年金保険被保険者原簿」では、申立人の資格取得日は昭和40年9月27日、資格喪失日は61年10月1日と記載されており、同社の事業所別被保険者名簿の記録と一致している。

しかしながら、雇用保険の記録及びA社から提出された「履歴簿」から、申立人は、 申立期間に同社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社は、申立期間当時の「履歴簿」以外の資料が無いため、申立人の給与からの厚生年金保険料の控除については不明である旨回答しているが、申立期間当時に、勤

労関係を担当していた従業員は、申立人が海外駐在をすることになったため、海外駐在者の処遇について規定を取り決め、申立人に当該規定を適用したことを記憶しており、海外駐在中であっても、厚生年金保険は継続し、厚生年金保険料は内地給与から控除した旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 40 年 5 月の 事業所別被保険者名簿の記録から、4万5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては申立期間当時の「履歴簿」以外の資料が無いため、不明としているが、申立人のA社における資格喪失日が、「履歴簿」における申立人の異動発令日の翌日の昭和 40 年6月2日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C支店における資格取得日に係る記録を昭和25年5月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4,500円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか 否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 大正10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年5月2日から同年6月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行った ものである。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する申立人に係る人事記録に基づく事業主の回答から判断すると、申立人が申立期間にA社に継続して勤務し(昭和25年5月2日に同社本店から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準控酬月額については、申立人のA社C支店における昭和25年6月の社会保険事務所(当時)の記録から、4,500円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、 保険料を納付したものと考えるとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い ことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)本店における資格取得日に係る記録を昭和22年10月8日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか 否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和6年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年10月8日から同年12月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和 22 年 10 月8日に同社に入社し、申立期間は継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する申立人に係る人事記録に基づく事業主の回答及び雇用保険の加入記録等から判断すると、申立人が昭和22年10月8日に入社以来、26年4月までA社C支店に継続して勤務していたことが認められる。

また、B社では、申立期間について、企業の事務として当然、厚生年金保険料を申立 人から控除していた旨回答していることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

一方、オンライン記録及び適用事業所検索システムでは、A社C支店は、申立期間に おいて厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない。

しかしながら、A社本店に係る事業所別被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳により、申立人は、昭和22年12月1日に同社C支店ではなく同社本店において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間における申立人の被保険者記録も、同様に同社本店において管理されていたと考えるのが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本店における昭和22年12

月の社会保険事務所(当時)の記録から、600円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主は、保険料を納付したものと考えるとしているが、これを確認できる関連資料及び周 辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 24 年4月1日から同年5月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社) C工場における資格喪失日に係る記録を同年5月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6,600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか 否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 大正15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年4月1日から同年5月10日まで

② 昭和24年4月1日から同年5月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。 申立期間も同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったこと を認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行った ものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、雇用保険の加入記録、B社から提出のあった申立人に係る人事記録及び事業主の回答から判断すると、申立人が当該期間にA社に継続して勤務し(同社C工場から同社D事務所に異動)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、当該期間に係る異動日については、上記人事記録に記載が無いため不明であるが、A社D事務所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿では、同社同事務所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 24 年 5 月 1 日であることが認められること及び上記事業主の具体的な回答から判断すると、同日とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和24年3月の社会保険事務所(当時)の記録から、6,600円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間①について、雇用保険の加入記録、B社から提出のあった申立人に係る人 事記録及び同社の回答により、申立人が、当該期間にA社に継続して勤務していたこ とは認められる。

しかしながら、B社は、申立期間①当時、A社では入社後一定期間は従業員を厚生 年金保険に加入させておらず、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料を給与から 控除していなかったと思う旨回答している。

また、A社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿等において、申立期間 ①当時及びその後の期間に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業 員のうち、連絡の取れた二人について、これらの従業員が入社したと供述している時 期から上記被保険者名簿等における被保険者資格取得日までの期間をみると、2か月 又は4か月後となっていることが確認できる。

これらのことから、A社では、申立期間①当時、採用した従業員について、入社してから一定期間経過後に厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が 厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給 与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録は、事後訂正の結果 41 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 32 万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成 18 年 11 月及び同年 12 月は 38 万円、19 年 1 月から同年 3 月までは 41 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和38年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年11月1日から19年4月1日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、保険料控除額に見合う標準報酬月額と相違している。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、保険料は時効により納付できず、訂正後の記録は給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、平成18年11月及び同年12月は38万円、19年1月から同年3月までは41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所(当時)に誤って提出し、また、 当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、 事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和27年1月7日、資格喪失日に係る記録を同年6月6日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和3年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年1月7日から同年6月6日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間は、新人研修のため同社C工場から同社B工場へ異動したが、同社には定年まで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社の人事を担当しているD社から提出された労働者名簿及び従業員の供述から判断すると、申立人は、A社に昭和 26 年4月6日に入社し、申立期間も継続して勤務し(A社C工場から同社B工場に異動。その後、同社同工場から同社へ異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人及び従業員の供述から判断して、A社B工場における資格取得日を昭和 27 年 1 月 7 日、資格喪失日を同年 6 月 6 日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 27 年6月の 社会保険事務所(当時)の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、D社は、申立期間当時の資料が保管されていないことから不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主か

ら社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 27 年1月から同年5月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成10年2月1日から12年5月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額(53万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を53万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和29年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年2月1日から12年8月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬月額に見合う標準報酬月額より大幅に低くなっている。申立期間の一部の給与明細書と給与振込金額が分かる銀行預金通帳を提出するので、正しい標準報酬月額の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成10年2月から11年11月までの期間について、申立人から提出された給与明細書により、申立人は当該期間にその主張する標準報酬月額(53万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。また、申立期間のうち、平成11年12月から12年4月までの期間について、申立人から提出された銀行預金通帳で確認できる当該期間の給与振込金額は、給与明細書で報酬月額及び保険料控除額が確認できる10年2月から11年11月までの期間と同水準の額であることが確認できることから、同年12月から12年4月まで期間の保険料控除額についても、従前と同額であったと判断できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成10年2月から12年4月までの期間において、その主張する標準報酬月額(53万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚

生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主及び社会保険の事務担当者の所在は不明であることから確認ができない。しかし、給与明細書等において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は当該控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所(当時)は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間のうち、平成 12 年5月から同年7月までの期間について、A社の同僚は、「平成 12 年5月末の給料振込みの後は、給料日に振込みは無く、同年6月及び同年7月の給与は事業主から現金で手渡された。それまでの給与額より低く、万単位の金額であり端数は無く、給与明細書は付いていなかった。」旨供述している上、申立人も給与支給額及び保険料控除額を確認できる資料を保有していないことから、当該期間における厚生年金保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 22 年 5 月 7 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行ったことが認められ、かつ、申立人のA社(現在は、B社)における資格喪失日は、24 年 7 月 30 日であったと認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年5月7日から24年7月30日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に入社して2年程 度経過後に企業整理に伴い早期退職したと記憶しているので、申立期間を厚生年金保 険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る事業所別被保険者名簿のうち、申立人の厚生年金保険被保険者記録が記載されている名簿は三種類現存している。この三種類の名簿のうち、二種類の名簿には申立人の資格取得日が昭和22年5月7日、標準報酬月額が24年5月まで記載されており、他の一種類の名簿には、資格取得日が22年5月7日と記載されている。しかし、三種類の名簿とも申立人の資格喪失日は記載されておらず、当該記録は、申立人の基礎年金番号に統合されていないことが確認できる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)は、上記被保険者名簿と同様に資格取得日は記載されているが、資格喪失日の記載は無く、標準報酬月額については、上記被保険者名簿の記録と相違している。

一方、申立人は、「A社入社後に、企業整理に伴い早期退職した。」旨主張しているところ、申立期間当時同社に勤務していた同僚は、「自分は昭和 24 年の早期退職により同社を退職した。申立人については、自分より少し遅れて入社し、自分と同時期に退職したと思われる。」旨供述しており、当該同僚の被保険者記録は、上記被保険者名簿において資格取得日は昭和 22 年4月1日、資格喪失日は 24 年7月 30 日であることが

確認できる。また、同日に資格を喪失している従業員が、他に二人確認できる。

以上のことから、申立人のA社における資格喪失日は、上記同僚及び従業員と同日の 昭和24年7月30日であると推認され、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録の管理が、社会保険事務所において、適切に行われていなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人がA社において昭和 22 年 5 月 7 日 に被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められ、かつ、申立人の同社における資格喪失日は、24 年 7 月 30 日であることが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を 改正する法律(昭和44年法律第18号)附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが 妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)本社における資格取得日に係る記録を昭和50年1月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月21日から同年2月12日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中、社内異動はあったが同社には継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出のあった人事記録から判断すると、申立人は、 A社に継続して勤務し(昭和50年1月21日に同社C工場から同社本社に異動)、申立 期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和 50 年2 月のオンライン記録から、9万2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対し誤って提出し、申立期間に係る保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間の標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和18年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年1月7日から同年9月30日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社では、取締役ではあったが、営業部長であり、厚生年金保険関係事務に関与する立場ではなかったので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成3年9月30日より後の同年12月7日付けで、53万円が8万円に遡って訂正処理されていることが確認できる。

また、A社の商業登記簿謄本から、申立人は当該訂正処理が行われた平成3年12月7日において同社の取締役であったことが確認できるが、同社の複数の従業員は、「申立人は、申立期間当時、同社では、取締役であったが、営業部長であり、厚生年金保険関係事務及び経理事務に関与する立場にはなかった。」旨供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A社(現在は、B社)における資格喪失日に係る記録を昭和40年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか 否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月1日から同年4月1日まで

申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。A社から同社の 関連会社であるC社に異動したが、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金 保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時のA社の社会保険事務担当者及び従業員の供述等から判断すると、申立人が同社及びC社に継続して勤務し(昭和 40 年4月1日にA社からC社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和39年12月の社会保険事務所(当時)の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から⑨までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成 15 年 7月 17 日及び 16 年 7月 15 日は 15 万円、同年 12 月 15 日は 2 万 1,000 円、17 年 8 月 19 日、同年 12 月 20 日、18 年 7月 31 日、同年 12 月 11 日、19 年 8 月 13 日及び同年 12 月 10 日は 15 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は申立期間⑩に係る標準賞与額 15 万円に相当する賞与が事業主により 支払われていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を 15 万円に 訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和26年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月17日

- ② 平成16年7月15日
- ③ 平成16年12月15日
- ④ 平成17年8月19日
- ⑤ 平成17年12月20日
- ⑥ 平成18年7月31日
- ⑦ 平成18年12月11日
- ⑧ 平成19年8月13日
- ⑨ 平成19年12月10日
- ⑩ 平成20年8月12日

A社に勤務した期間のうち、各申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。 賞与明細書等を提出するので、各申立期間の標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①から⑩までの標準賞与額に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険料徴収権が時効

により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各申立期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間①から⑨までについては、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅した期間であるから、厚生年金特例法を、申立期間⑩については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人から提出された給料支払明細書、賞与明細書及び源泉徴収票、A社の元事業主から提出された源泉徴収簿並びに同社の元顧問税理士から提出された賃金台帳によると、申立人は、申立期間①から⑨までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①、②及び④から⑨までについては、上記源泉徴収簿及び賃金 台帳において確認できる賞与総支給額及び保険料控除額から 15 万円に、申立期間③に ついては、源泉徴収簿において確認できる保険料控除額から、2万1,000円とすること が妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主は、当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に届け出ていないと思うと 供述していることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料に ついて納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行してい ないと認められる。

一方、申立期間⑩については、上記賞与明細書及び賃金台帳により、当該期間に係る標準賞与額(15万円)に相当する賞与が事業主により支払われていたことが確認できる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額を15万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 12 月から 50 年 9 月までの付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。また、50 年 10 月から 51 年 4 月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和26年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年12月から50年9月まで

② 昭和50年10月から51年4月まで

私の母は、私が 20 歳になったとき、後々困らないようにと国民年金の加入手続を してくれ、付加保険料を含めて国民年金保険料を納付してくれた。申立期間①の付加 保険料を含む国民年金保険料が未納とされ、申立期間②の付加保険料が未納とされて いることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料の納付をしていたとする母親から納付状況等を聴取することが困難なため、当時の状況は不明である。

申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 51 年 5 月頃に払い 出されており、当該払出時点で当該期間の大部分は時効により保険料を納付することが できない期間であること、申立人は、当該期間当時に母親から年金手帳を見せられたり、 受け取ったりした記憶は無いとしており、当該期間当時に申立人に別の手帳記号番号が 払い出されたことをうかがわせる事情は見当らないことなど、申立人の母親が当該期間 の付加保険料を含む保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人は当該期間最終月の昭和 51 年4月分と当該期間直後の同年5月及び6月分の保険料の領収証書(領収日は、いずれも同年6月 29 日)を所持しており、同年4月分は定額保険料のみを、同年5月及び同年6月分は付加保険料を含む保険料を納付していることが確認できること、付加保険料の納付の申出は、当該期間後の同年年5月になされていることがオンライン記録で確認でき、付加保険料は、制

度上、遡って納付することができないことなど、申立人の母親が当該期間の付加保険料 を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間①の付加保険料を含む国民年金保険料及び申立期間②の付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年10月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和46年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月から4年3月まで

私の父は、私が 20 歳になった頃に国民年金の加入勧奨通知が届いたため、私の国 民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が 未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料の納付をしていたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後に就職した会社を退職した直後の平成6年4月頃に払い出され、申立人は、同年4月以降の平成6年度保険料を同年5月以降毎月納付していることが確認でき、当該払出時点では申立期間のうち4年2月以前の期間が、当該納付時点では申立期間の全部が時効により保険料を納付することができない期間であること、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年7月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和26年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年7月から同年12月まで

私は、会社を退職し厚生年金保険被保険者資格を喪失したので、区の事務所に出向 き国民年金の加入手続をした。申立期間の国民年金保険料は毎月、同事務所で納付し ていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、会社選職後の昭和52年7月以降に厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、53年1月に再就職するまでの期間について保険料を納付していたと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の61年6月頃に第3号被保険者資格を取得したことにより払い出されており、当該払出時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人が申立期間当時から居住していた区の国民年金被保険者名簿から、申立人は上記払出時期直前の昭和61年4月17日に初めて国民年金の加入手続を行い、当該手続時点で申立期間が国民年金の未加入期間から加入期間として遡って記録整備されたことが確認できること、申立人は現在所持する年金手帳のほかに手帳を所持していた記憶は無く、申立期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から62年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和34年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から62年9月まで

私は、時期は定かではないが、国民年金保険料の納付書が送られてきたのでその納付書で申立期間の一部の保険料を納付した。その後、しばらくすると再び納付書が届いたので、申立期間の残りの保険料を納付した。遡って2回納付したのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、遡って保険料を納付した時期及び納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成元年 10 月に払い出されており、当該 払出時点では申立期間の大半は時効により保険料を納付することができない期間である ほか、申立人は、申立期間直後の昭和62年10月から平成元年3月までの保険料を同年 12月4日に過年度納付していることがオンライン記録で確認でき、当該納付時点では 申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間当時、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された記録は無く、 申立人は、現在所持している年金手帳以外の年金手帳に関する記憶が曖昧であり、別の 手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人 が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年8月から平成元年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和43年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年8月から平成元年3月まで

② 平成元年4月

私は、申立期間①当時学生だったが、母が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間②直後の保険料が納付済みとなっているのに、申立期間①が国民年金に未加入で、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする母親は、加入手続の時期、保険料の納付場所及び納付金額に関する記憶が曖昧である。

また、申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の平成3年6月に払い出されており、申立人が所持する年金手帳には、初めて被保険者となった日が元年4月1日と記載されているほか、当該期間は未加入期間であることがオンライン記録で確認でき、制度上、保険料を納付することができない期間であり、当該期間当時、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された記録は無く、申立人は、現在所持している年金手帳以外の年金手帳を所持していた記憶は無いと説明しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間②については、当該払出時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人の母親がこれらの申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年8月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和37年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年8月から63年3月まで

私は、20歳の誕生日の頃に、親に勧められて市役所で国民年金の加入手続を行い、 すぐに同市役所で国民年金保険料を納付し、以後就職するまで保険料を納付し続けた。 申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、申立期間の保険料額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は 20 歳の誕生日の頃に国民年金の加入手続を行ったと説明しているが、 申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出されたのは申立期間後の平成元年2月頃であ り、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された記録は無いほか、別の手帳記号番 号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、上記手帳記号番号払出時点では、申立期間の大半は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立期間直後の昭和63年4月から平成元年10月までの期間の保険料が2年7月10日に過年度納付されていることがオンライン記録で確認でき、当該納付時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

東京国民年金 事案 10790 (事案 7495 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月から45年6月までの期間及び50年6月から52年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年9月から45年6月まで

② 昭和50年6月から52年2月まで

私は、申立期間①は、短期大学に通っていた昭和44年9月頃に、母から「20歳になったら国民年金の加入手続をしておく。」と聞いた記憶があり、申立期間②は、私が退職して収入が無くなった時期なので結婚するまで母が私の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。また、私は、友人の母親から母と年金の話をしたことがあると聞いたことがある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

本件申立てについては、「申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明であるなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成8年10月時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。」として、既に当委員会の決定に基づく平成22年5月26日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、この決定に納得できないとして、今回の申立てを行っており、新たな事情として、申立人は、申立人の友人の母親から、申立期間当時申立人の母親と年金の話をしたことがあると聞いたことがあると説明しているが、一方で、友人の母親は詳細な事情は記憶していないとも説明しており、これらの申立人の説明は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新た

な事情も見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年民保険料を納付していた ものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年3月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和40年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年3月から平成2年3月まで

私は、昭和60年10月に転入したときに区役所出張所で国民年金の加入手続をし、 国民年金保険料の免除申請をした。両親から、免除期間の保険料を出してくれるとい う話があり、母が私の預金口座に保険料を追納するための資金を振り込んでくれて、 4年分の保険料として42万円くらいを平成2年3月に区役所出張所で私が納付した。 申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、昭和60年10月に保険料の免除申請を行い、その後に追納保険料の資金を母親が申立人の預金口座に振り込んでくれ、平成2年3月に4年分の保険料として42万円くらいを自身が区役所出張所で納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は2年11月頃に払い出されており、この払出時点では、申立期間の保険料は、制度上、免除申請することができない。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年度、62 年度及び 63 年度の追納保険料並びに平成元年度の現年度保険料として平成2年3月に約 42 万円を納付したと説明しているが、納付したとする金額は当該期間の保険料額とは相違する一方、納付済みとなっている平成2年度から4年度までの追納保険料及び5年度の現年度保険料の合計金額である約 46 万円とおおむね一致しているほか、申立人の母親は申立人の追納保険料の資金を申立人の預金口座に振り込んだとするメモを所持しているが、このメモには振込日が「平成6年2月23日」で金額も46万円と記載されていることなどから、申立人は、申立期間直後の平成2年4月から6年3月までの保険料の資金を6年2月に母親から提供され、同年3月に追納及び現年度納付したものと考えるのが相当である。

さらに、申立人は、申立期間当時に上記の平成2年 11 月頃に払い出された手帳記号

番号の年金手帳以外の手帳を受け取った記憶が無く、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年8月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和48年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年8月から同年11月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、私か母が納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は申立期間の保険料の納付場所、納付回数及 び保険料額等に関する記憶が曖昧であり、母親は申立期間の保険料額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の母親は、申立期間当時に申立人の国民年金再加入手続を行ったと説明しているが、申立人は、申立期間の国民年金の再加入手続を行わないまま厚生年金保険被保険者資格を再取得したため、未加入期間適用勧奨の対象とされ、平成12年2月21日に作成された国民年金未適用者一覧表に記録されたことがオンライン記録で確認できるほか、申立期間は国民年金加入期間として13年1月16日に記録追加されており、この記録追加時点では申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができず、申立人及びその母親は過去の保険料を遡って納付したことは無いと説明しているなど、申立人及びその母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年7月から62年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和39年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年7月から62年5月まで

国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付に関する記憶は定かではないが、申立 期間当時に納付書が送られてきていたかもしれない。申立期間の保険料が未納とされ ていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関する記憶が無いとしているほか、申立人が申立期間当時に居住していた区では、申立期間当時に20歳到達者に対する国民年金の加入勧奨及び職権適用は行っていなかったと説明している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成4年 12 月頃に払い出されており、当該払出時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は申立期間当時に年金手帳を交付されていたか憶えていないと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年3月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月から50年9月まで

私は、昭和 48 年3月に厚生年金保険適用事業所を退職した後に国民年金の加入手続を行い、52 年2月に再就職するまでの期間の国民年金保険料を全て納付していた。 申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続、保険料の納付金額及び納付頻度に関する記憶が曖昧であり、申立人の保険料の一部を納付していたとする母親は、保険料の納付時期、納付金額及び納付頻度については憶えていないと説明しているなど、国民年金の加入手続及び保険料の納付について具体性が乏しい状況にあるほか、昭和59年5月10日に作成された年度別納付状況リストにおいても申立期間は未納期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から50年3月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続を行い、家族全員の国民年金保険料を納付していた。両親と同居していた私の保険料を納付せずに、家を出ていた兄の保険料だけを納付していたとは考えられない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする母親は、送付された納付書で家族全員の保険料を納付していたと説明するにとどまり、具体的な保険料の納付状況及び加入手続の時期等に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 51 年4月に払い出されており、当該 払出時点では、申立期間の過半は時効により保険料を納付することができないほか、申 立人の母親は保険料を遡って納付したことはないと説明するなど、申立人の母親が申立 期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和28年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年10月から53年11月まで

② 昭和54年8月から55年2月まで

③ 昭和56年6月から57年11月まで

私は会社を辞めるごとに国民年金の加入手続を行い、納付書により申立期間の①、 ②及び③の国民年金保険料を納付してきた。申立期間がいずれも国民年金に未加入で、 保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は会社を辞めるごとに国民年金の加入手続を行い、納付書により申立期間の①、②及び③の国民年金保険料を納付してきた。」と主張している。

しかしながら、申立人が所持する国民年金の手帳記号番号は、オンライン記録によれば、申立期間の①の始期である昭和 51 年 10 月ではなく、58 年 6 月に払い出されていることが推認できる上、申立人とその元夫が連番で払い出されていることが確認でき、当該手帳記号番号の払出しの時点より前に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、オンライン記録によれば、申立人は、当該手帳記号番号により、強制被保険者として保険料の納付が可能な、申立期間の③直後の昭和57年12月から前述の手帳記号番号の払出しの直前までの期間の保険料を遡って納付していることが確認できる。その上、同記録によれば、申立期間の①、②及び③はいずれも国民年金に加入していない期間として管理されており、制度上、保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い上、申立人は申立期間当時の保険料の納付方法及び納付金額に関する記憶が曖昧である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は

見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和49年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月から16年5月まで

私は、平成 11 年4月頃に、国民年金の加入手続と同時に国民年金保険料の免除申請を行い、婚姻後に保険料の納付を開始する前の 16 年5月まで郵送により免除申請手続を行い、申請免除を継続してきた。申立期間の保険料が未納とされており、免除とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「郵送により国民年金保険料の免除申請手続を行い、平成 16 年 5 月まで申請免除を継続した。」と主張している。

しかしながら、申立期間当時、申請免除は毎年手続をする必要があり、オンライン記録によれば、申立人は平成14年4月に同年4月から15年6月までの期間の免除申請手続を行っていることが確認できるものの、同記録によれば、申立期間についての免除申請手続は行われていないことが確認できる。また、申立人は、当該手続後の14年5月にA市からB区へ住所を変更しており、転居後のB区において申立期間の免除申請をした時期及び免除申請手続についての記憶が曖昧である。

さらに、申立人は、申立期間後の平成16年7月から同年11月までの期間の保険料は、婚姻後の同年11月に納付しているが、申立人が同年11月に第3号被保険者資格の取得届を行ったことにより、第3号被保険者資格期間における保険料納付であったとして同同年11月に過誤納として決定され、申立期間直前の15年7月から同年11月の期間に充当処理されていることがオンライン記録で確認できることから、この決定の時点までは、申立期間を含む15年7月から16年6月までの期間は、申請免除期間ではなく未納期間であったことが推認できる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を免除されていたことを示す申請書の控、承認通知書等の関連資料も無い。

このほか、申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断する と、申立人の申立期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めること はできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和26年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から51年9月まで

私は、学校を卒業した昭和 50 年4月頃に国民年金の加入手続を行い、送られてきた納付書により、申立期間の国民年金保険料を金融機関で納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「学校を卒業した昭和 50 年4月頃に国民年金の加入手続を行い、送られてきた納付書により、申立期間の国民年金保険料を3か月ごとに金融機関で納付してきた。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿によれば、申立人の 国民年金の手帳記号番号は、昭和54年1月頃に払い出されていることが推認できる。 また、申立人は「現在所持する年金手帳以外の手帳を所持した記憶は無い。」と述べて おり、当該手帳記号番号の払出しの時点より前に別の手帳記号番号が払い出されたこと をうかがわせる事情は見当たらない。これらのことから、申立期間は、当該手帳記号番 号の払出しの時点において実施されていた第3回特例納付で納付する場合を除いて、時 効により保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い上、A市の国民年金被保険者名簿によれば、申立人の申立期間の納付記録は確認できない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は 見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断する と、申立人の申立期間の国民年金保険料については納付されていたものと認めることは できない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和44年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①平成3年4月から4年4月まで

②平成9年5月

私の母は、私が大学生だった頃に国民年金の加入手続を行ってくれ、私の申立期間の①の国民年金保険料を納付してくれた。また、申立期間の②の保険料は送られてきた納付書で区役所又は郵便局で私が納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の①について、申立人は、「私の母は、私が大学生だった頃に国民年金の加入手続を行ってくれ、当該期間の国民年金保険料を納付してくれた。」と主張している。しかし、申立人の国民年金の手帳記号番号は、オンライン記録によれば、平成7年1月頃に払い出されていることが推認できる。また、申立人は、「現在所持する年金手帳以外の手帳を所持した記憶は無い。」と述べており、当該手帳記号番号の払出しの時点より前に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことから、申立期間の①は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により保険料を納付することができない期間である。その上、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の①の保険料を納付してくれたとする申立人の母は、加入手続の時期及び申立期間の保険料の納付金額の記憶が曖昧である。

申立期間の②について、申立人は、「当該期間の保険料は送られてきた納付書で区役所か郵便局で私が納付した。」と主張している。しかし、申立人は、「平成9年4月に会社を退職して、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った記憶は無い。」と述べていることから、申立人に対し当該期間の保険料の納付書が送付されなかったものと推認できる。

加えて、申立人の母及び申立人が申立期間の①及び②の保険料を納付していたことを

示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い。

このほか、申立人の母及び申立人が申立期間の①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断する と、申立人の申立期間の①及び②の国民年金保険料については納付されていたものと認 めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和28年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 昭和51年8月及び同年9月

私は、昭和 51 年8月に会社を退職した後すぐに申立期間の国民年金の加入手続を し、国民年金保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされているこ とに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は、昭和 51 年8月に会社を退職した後すぐに申立期間の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付したはずである。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録によれば、申立人は、平成3年10月に国民年金に再加入しており、申立期間は、当該再加入の時点において被保険者資格の得喪記録が追加されたことにより、未納期間として記録が整備されたものである。これらのことから、申立期間は、当該記録が整備される前においては国民年金に加入していない期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い上、申立人は、申立期間の保険料の納付金額及び納付方法の記憶が曖昧である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は 見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断する と、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めること はできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和26年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月から48年9月まで

私の母は、私が父の会社に就職した昭和48年10月頃に私の国民年金の加入手続を行い、そのときに私の20歳からの未納分の国民年金保険料を遡って納付してくれた。 申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の母は、私が父の会社に就職した昭和48年10月頃に私の国民年金の加入手続を行い、そのときに私の20歳からの未納分の国民年金保険料を遡って納付してくれた。」と主張している。

しかしながら、申立人の国民年金の手帳記号番号は、オンライン記録によれば、平成8年9月頃に払い出されていることが推認できる。また、申立期間は、申立期間直後の厚生年金保険の加入記録が平成8年9月に追加されたことにより生じた未納期間であることが確認でき、当該記録が整備される以前においては、国民年金に加入していない期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であり、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料を納付していたとする申立人の母から、当時の納付状況等を聴取することができないため、申立人の国民年金の加入状況及び納付状況を確認できない。

また、申立人の母が申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い。

このほか、申立人の母が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断する

と、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 10807 (事案 5695 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年1月から同年3月まで

② 昭和61年1月から同年3月まで

③ 平成9年9月から11年12月まで

私は、以前に申立期間の①、②及び③について、年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったが、同委員会から記録訂正できない旨の回答をもらった。しかし、申立期間の①及び②については、長い間きちんと国民年金保険料を納付しているのに申立期間の①及び②の期間のみ保険料を納付しないはずはない。また、申立期間の③については、平成12年1月に厚生年金保険に加入した際に、私が国民年金の資格喪失手続を行ったことを憶えていた知人がいた。再度調査して、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の①、②及び③に係る申立てについては、前回の申立てにおいて、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立期間の①及び②の期間については、申立人が一緒に保険料を納付していたとする申立人の妻も申立期間の①及び②と同じ期間の保険料が未納であり、また、申立期間の③については、申立人の年金手帳にも再加入の手続を行った記録が無く、申立人は、再加入手続の時期、場所、方法等の記憶が曖昧な上、申立人の国民年金番号が基礎年金番号に統合された平成 18 年6月に未納期間として追加されたことが確認できるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 10 月 7 日付け年金記録の訂正は必要でないとする旨の通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間の①及び②については、前回と同様の申立てを行っているが、これらの期間の保険料を納付したことを示す新たな資料は無く、申立期間の③の期

間については、今回の申立てに当たり新たな証言として「私が平成 12 年1月から同年 6月まで働いていた会社の『立ち上げ』に関わっていた私の友人は、私が当該会社に入 社後国民年金の資格喪失手続を行ったことを知っていた。」と述べているものの、その 友人から当時の手続状況を聴取することができないため、当時の状況を確認することが できない。

このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな周辺事情等は見当たらないことから、申立人の申立期間の①、②及び③の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和21年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年11月から48年6月まで

私の夫は、結婚後の昭和46年10月頃に私の国民年金の加入手続を行い、申立期間を含む夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の夫は、結婚後の昭和46年10月頃に私の国民年金の加入手続を行い、 夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。」と主張している。

しかしながら、申立人の国民年金の手帳記号番号は、国民年金手帳払出一覧表によれば、申立人が主張する結婚後の昭和 46 年 10 月頃ではなく、昭和 48 年 6 月頃に払い出されていることが確認できる上、申立人の所持する国民年金手帳においても昭和 48 年 6 月 30 日発行と記載されている。

また、申立人の申立期間の保険料は、前述の手帳記号番号の払出し時点において過年度納付することが可能であるものの、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料を納付していたとする申立人の夫も「保険料をまとめて納付した記憶は無い。過年度保険料の納付書の記憶も無い。」と述べている。

さらに、申立人の夫が申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、 確定申告書等の関連資料は無い。

このほか、申立人の夫が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断する と、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めること はできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から46年9月までの期間、46年11月から48年5月までの期間、49年9月から51年2月までの期間及び55年1月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年4月から46年9月まで

② 昭和46年11月から48年5月まで

③ 昭和49年9月から51年2月まで

④ 昭和55年1月から同年9月まで

私の養父は、私が 20 歳のときに国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の養父が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする養父から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、20歳のときに養父が国民年金の加入手続をしてくれたと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和63年8月に払い出されており、当該払出時点で申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、養父が一緒に納付していたとする申立人の姉の国民年金手帳の記号番号は昭和48年7月に払い出され、姉が20歳となった41年*月から47年3月までの保険料は納付されておらず、申立期間①及び②のうち47年3月以前の保険料は未納であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から同年11月までの期間及び54年12月から58年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年4月から同年11月まで

② 昭和54年12月から58年4月まで

私は、昭和 58 年6月か7月に区役所から国民年金保険料の納付書が送られてきたので、申立期間の保険料を一括して納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、昭和58年6月か7月に申立期間の保険料を一括して納付したと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和63年1月頃に払い出されており、当該払出時点では申立期間は時効により保険料を納付することができないほか、申立人は、申立期間当時に国民年金の加入手続を行った記憶も無く、申立期間の保険料を当時居住していた区の区役所で納付したと説明しているが、区役所では過年度保険料の収納取扱いを行っていなかったなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年6月から5年12月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和33年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年6月から5年12月まで

私は、平成4年6月に会社を退職した際に、区役所で国民年金保険料の免除申請をした。その手続時に、妻の国民年金の資格種別変更手続も必要と言われ、後ほど妻と一緒に区役所に出向いたことを憶えている。申立期間の保険料が免除とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、申立期間は平成4年度及び5年度の両年度にわたるため保険料の免除を受けるためには2回の免除申請手続が必要であるが、申立人は、当該手続は1回のみで、免除の更新手続をした記憶は無いと説明している。

また、申立人は、平成4年6月に会社を退職した際に、保険料の免除申請手続及び申立人の妻の国民年金の資格種別変更手続を行ったとしているが、オンライン記録から、申立期間の妻の第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更処理は9年7月14日に行われていることが確認できるほか、申立期間は同年同月15日に記録整備されたことにより国民年金加入期間とされたものであり、当該処理が行われるまでは、未加入期間とされていたこと、当該処理時点で、申立期間の保険料は遡って免除することはできないことなど、申立人が申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年9月から7年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年9月から7年12月まで

私は、申立期間を含む平成6年6月から9年3月までの国民年金保険料 17 万7,340 円を、8年4月に郵便局で納付した。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す資料として、貯金通帳の入出金記録を提出しており、当該入出金記録には平成8年4月に17万7,000円を出金したことが記録されてはいるものの、当該金額は、申立人が一括納付したと説明する申立期間を含む6年6月から9年3月までの保険料を納付した場合の金額と大きく相違する。また、オンライン記録によると、申立人は、平成8年4月に申立期間後の同年4月から9年3月までの保険料14万4,040円を前納していることが確認でき、この金額に、過年度納付された旨の記録がある申立期間直前の6年6月から同年8月までの保険料3万3,300円を加えると17万7,340円となり、申立人が納付したと説明する金額と一致する。

さらに、申立人は、オンライン記録によると、平成6年*月に60歳に到達して国民年金被保険者資格を喪失した後、申立期間直後の8年1月24日に任意加入していることが確認できるため、申立期間は国民年金の未加入期間であり、納付書は発行されず、保険料を納付することができない期間であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和29年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から50年3月まで

私の母は、私が短期大学生であった 20 歳の頃、私の国民年金の加入手続を行い、 国民年金保険料は両親の分と一緒に納付してくれていたはずである。申立期間が国民 年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続を行い、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができず、申立人自身も母親から加入手続及び保険料の納付に関する話を聞いたことがないと説明しているため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、申立期間当時に発行されたとする年金手帳の写しを所持しており、 記載されている国民年金手帳の記号番号は、昭和50年3月頃に払い出されているものの、 国民年金手帳記号番号払出簿には、申立人の手帳記号番号の備考欄に「取消」と押印さ れている。

さらに、申立人は、申立期間当時学生であったため、申立期間は国民年金の任意加入 適用期間であり、本来は手帳記号番号が払い出された昭和50年3月に任意加入すること で、同年同月以降の保険料について納付することが可能となるが、当該年金手帳には 「初めて被保険者となった日」として申立人の20歳到達日が記載されていることから、 任意加入手続は行われなかったことが確認できるほか、申立人が申立期間当時に居住し ていた区では、当時は国民年金の加入勧奨を行っていたと説明しており、当該手帳が発 行された直後の同年4月1日に、申立人は厚生年金保険被保険者の資格を取得している ことから、区からの加入勧奨により同年3月に当該手帳記号番号が払い出されたものの、 母親はあえて申立人の国民年金の任意加入手続を行わなかったため、当該手帳記号番号 は取り消されたものと推察される。

加えて、申立期間は未加入期間であるため、制度上、保険料を納付することができないなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 10 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から47年3月まで

私の母は、私が20歳になった昭和45年*月頃に、私の国民年金の加入手続を行い、 国民年金保険料は、私が就職するまで母の分と一緒に納付してくれていた。申立期間 の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続を行い、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を 聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和47年7月頃に払い出されており、当該払出時点で申立期間の保険料を過年度納付することは可能であったものの、申立人は、母親から遡って保険料を納付したという話は聞いたことがないと説明しているほか、申立期間当時、申立人が居住していた区及び所轄社会保険事務所(当時)において、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出された記録は確認できず、別の手帳記号番号が払い出された記録は確認できず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和42年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年4月から平成2年1月まで

② 平成4年3月

私は、会社を退職した昭和 62 年4月頃に国民年金の加入手続を行った。私又は私の母は、私の申立期間の①の国民年金保険料を納付してきた。また、申立期間の②の国民年金保険料については、私は、当初、厚生年金保険料を納付したと思っていたが、区から国民年金保険料の納付書が送付されてきたので、区役所で確認し納付した。申立期間の①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間の①について、申立人は、「私は会社を退職した昭和 62 年4月頃に国民年金の加入手続を行った。私又は私の母は、国民年金保険料を納付していた。」と述べており、申立人の国民年金の手帳記号番号は、オンライン記録によれば、申立期間の①当初の昭和 62 年6 月頃に払い出されていることが推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、前述の申立人の手帳記号番号においては、申立人の申立期間の①の保険料の納付記録や還付記録を確認することができず、当該手帳記号番号は、平成2年5月16日付けで取得記録が取り消されていることが確認できる。その上、申立期間の①当時において、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。また、オンライン記録によると、当該手帳記号番号において、申立人に対して平成2年2月5日に過年度分の保険料の納付書が作成されていることが確認できるものの、申立人は、当該納付書が作成された時点において、「遡って保険料を納付していない。」と述べている。

また、申立人は、申立期間の①当時、毎月1万円前後の保険料を納付していたとしているが、当該期間の保険料額と相違しており、申立人に代わって申立人の保険料を納付したことがあるとする申立人の母が記憶している申立人の保険料の納付金額は当

該期間の保険料額と相違している。

さらに、オンライン記録によると、申立期間の①の保険料を納付したとする申立人の母の保険料は、当該期間の大部分において、納付されていないことが確認できる。加えて、申立人又はその母が申立期間の①の保険料を納付したことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い。

このほか申立人又はその母が申立期間の①の保険料を納付したことをうかがわせる 周辺事情は見当たらない。

2 申立期間の②について、申立人は、「当該期間の国民年金保険料については、当初、 厚生年金保険料を納付したと思っていたが、区から国民年金保険料の納付書が送付さ れてきたので、区役所で確認し納付した。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、前述のとおり、昭和 62 年6月頃に払い出された申立人の国民年金の手帳記号番号は平成2年5月に取り消され、新たな手帳記号番号が申立期間の②より後の6年 10 月頃に払い出されていることが推認でき、申立期間の②当時において、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間の②は、オンライン記録によると、平成6年11月14日付けで国民年金の加入期間として記録が追加されたものであることから、当該記録が追加される前においては、当該期間は、国民年金に加入していない期間であったことが推認でき、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。なお、区が国民年金の加入手続を行っていない者に対して、国民年金保険料の納付書を送付したとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の②の保険料を納付したことを示す家計簿、確定申告書 等の関連資料が無い。

このほか、申立人が申立期間の②の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

3 これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の①及び②の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 大正9年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年3月から55年4月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、私の妻が納付してくれていた。申立期間が国民 年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の国民年金保険料は、私の妻が納付してくれていた。」と主張 している。

しかしながら、申立人に対して国民年金の手帳記号番号が払い出された記録は無く、 また、申立人の申立期間の保険料を納付していたとする申立人の妻は、申立人の国民年 金の加入手続に関する記憶が曖昧であり、申立人に対して国民年金の手帳記号番号が払 い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、オンライン記録によれば、申立期間は国民年金に加入していない期間とされており、申立期間は、制度上、保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人の妻が申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無く、申立人の妻は、申立期間の保険料の納付に関する記憶が曖昧である。

このほか、申立人の妻が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断する と、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めること はできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年5月から61年12月まで

私は、昭和 54 年3月に結婚し、その頃に近所のA区の出張所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を5年間遡って一括納付した。その後は、私の夫が私の残りの申立期間の保険料を一緒に納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 54 年 3 月に結婚し、その頃に近所のA区の出張所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を 5 年間遡って一括納付した。その後は、私の夫が私の残りの申立期間の保険料を一緒に納付してくれていた。」と主張している。

しかしながら、申立人の国民年金の手帳記号番号は、オンライン記録によると、申立期間後の平成元年1月頃に払い出されていることが推認できる。また、申立人は、「現在所持する年金手帳が最初の年金手帳であり、昭和54年当時に年金手帳を受領した記憶は無い。」と述べており、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。これらのことから、申立期間のうち、昭和49年5月から61年9月までの期間は、当該手帳記号番号払出しの時点において、時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、「昭和 54 年4月に保険料を5年間遡って一括納付した。」と述べているが、一括納付したとする保険料の納付金額は当時の保険料額と大きく相違している。

さらに、申立期間のうち、昭和54年4月から61年12月までの期間の保険料の納付について、申立人は、「送られてきた納付書により夫が納付してくれた。」と述べているが、当該期間は手帳記号番号が払い出されていないことから、納付書が送達されたとは考えられない。その上、申立人の夫は、申立人の当該期間の保険料の具体的な納付場

所、納付方法等の説明が無く記憶は曖昧である。

加えて、申立人は、申立期間のうちの一部の期間について、夫の所得税の確定申告書を提出しているが、この申告書では一人分だけの国民年金保険料の記載しか確認することができず、当該期間において夫は国民年金に加入していることから、この一人分の保険料は夫の保険料であると推認できる。

このほか、申立人及びその夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる 周辺事情は見当たらない。

なお、オンライン記録によれば、申立人の昭和62年1月から63年12月までの期間の保険料は、前述の手帳記号番号の払出し直後の平成元年1月頃に、遡及して納付されていることが推認できる。これは、手帳記号番号の払出しの時点において申立人が36歳であることから、申立人は60歳の時点における受給資格期間を満たすために必要となる納付月数を考慮し、遡及して納付したことも考えられる。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断する と、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めること はできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和5年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年1月から62年3月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を納付したはずである。その証拠として所得税の 確定申告書も全て保存してある。申立期間の保険料が免除とされていることに納得で きない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の国民年金保険料は間違いなく近くの金融機関で納付した。それは所得税の確定申告書にも記載してある。」と主張し、昭和 55 年分から平成8年分までの確定申告書を提出している。

しかしながら、申立人から提出のあった確定申告書によれば、昭和 56 年分、57 年分及び 62 年分から平成 5 年分までの同申告書については、社会保険料控除欄に国民年金保険料の記載があるものの、昭和 58 年分から 61 年分までの同申告書については国民健康保険料のみ記載されており、国民年金保険料についての記載は認められない。このことについて、申立人は、「税務事務の受託者が、この期間については誤って、国民年金保険料を国民健康保険料に合算して記載したものである。」と主張しているが、その裏付けとなる資料は無いほか、申立人が納付したはずであるとする国民年金保険料の納付金額も曖昧である。

また、申立人は、オンライン記録によれば、申立期間を含む昭和54年8月から62年3月までの期間において申請免除を受けていたことが確認できる。この申請免除の期間に係る申立人の追納状況は、オンライン記録によれば、平成2年に昭和55年5月から56年3月までの期間、平成3年に昭和56年4月から57年3月までの期間、平成4年に昭和57年4月から58年1月までの期間、平成5年に昭和58年2月から同年12月までの期間、とそれぞれ10年の追納期限直前の保険料を納付してきたことが確認できる。さらに、申立期間である昭和59年1月以降の期間についても引き続き保険料を追納す

ることは可能であったが、申立人の平成6年分から8年分までの確定申告書においては、 申立期間の国民年金保険料の納付を示す記載は無い上、申立人は、「その当時、金融機 関の年金相談でこれ以上納付しても年金額は増えないと言われたので、納付をやめ た。」と述べている。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は 見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断する と、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めること はできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和39年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年5月から平成元年3月まで

私は、私の母から「20歳になるのだから国民年金保険料を納付する必要があるね。」と言われており、母は私が20歳になった昭和59年頃に私の国民年金の加入手続を行い、家業の仕事をしていた私の給料から保険料を天引きして、私の申立期間の保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の母は私が20歳になった昭和59年頃に、私の国民年金の加入手続を 行い、家業の仕事をしていた私の給料から国民年金保険料を天引きして、私の申立期間 の保険料を納付してくれていた。」と主張している。

しかしながら、申立人の国民年金の手帳記号番号は、オンライン記録によると、申立人の弟の手帳記号番号と連番で、平成元年 11 月頃に払い出されていることが推認できる。また、申立人は、別の年金手帳を持っていた記憶も無く、当該手帳記号番号の払出しの時点より前に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。これらのことから、申立期間のうち、昭和59年5月から62年9月までの期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間において申立人と同居し、手帳記号番号が連番で払い出されている 申立人の弟の申立期間の保険料は、オンライン記録によると、納付されていないことが 確認できる。また、申立人は、自身の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与して おらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする申立人の母 から当時の状況を聴取することができないため、申立人の加入手続及び保険料の納付状 況を確認することはできない。 加えて、申立人の母が申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い。

このほか、申立人の母が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和31年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から59年10月まで

私の父は、私が大学を卒業して家業に従事した昭和 54 年4月頃に、私の国民年金の加入手続を行い、私の給料から国民年金保険料を天引きして、申立期間の保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の父が、昭和 54 年4月頃に私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を私の給料から天引きして納めた。」と主張している。

しかしながら、申立人が現在所持している国民年金の手帳記号番号は、オンライン記録によると、平成4年2月頃に払い出されていることが推認できる。また、申立人は、父から別の年金手帳をもらった記憶も無く、当該手帳記号番号の払出しの時点より前において申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。これらのことから、申立期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間は、オンライン記録によると、前述の手帳記号番号が払い出された際に記録整備が行われ、平成4年2月3日付けで国民年金の被保険者期間として記録が追加されたものであることから、申立期間は、記録が追加される以前においては、国民年金に加入していなかった期間であったことが推認でき、制度上、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、自身の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、 申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする申立人の父から当時 の状況を聴取することができないため、申立人の加入手続及び保険料の納付状況を確認 することはできない。

加えて、申立人の父が申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、

確定申告書等の関連資料が無い。

このほか、申立人の父が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 10830 (事案 7425 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年8月から47年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年8月から47年12月まで

私は、母と姉から勧められ、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

本件申立てについては、「申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、保険料の納付場所、納付方法、納付金額等の納付状況の記憶が曖昧であること、申立人は、交付された国民年金手帳は黄緑色の国民年金手帳及びオレンジ色の年金手帳以外交付された憶えはないとしており、黄緑色の手帳は昭和46年以降に、オレンジ色の手帳は49年以降に発行されていること、特殊台帳では、47年12月の欄に「この月まで納付不要」と押印されていることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和48年3月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。」として、既に当委員会の決定に基づく平成22年5月12日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対して申立人は、この決定に納得できないとして今回の申立てを行っており、新たな事情として、肌色(昭和 41 年以降発行)の年金手帳がもう1冊あり、印紙を購入して保険料を納付したときに当該手帳に印紙を貼付しスタンプを押してもらったこと等を思い出したとしているが、申立人からは新たな資料の提出は無く、国民年金手帳の印紙検認台紙部分は通常翌年度に切り離されるが、申立人は、この国民年金手帳の印紙検認台紙が切り離されたことはなかったとしていることなど、今回の申立人の説明内容

は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初 の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年 金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年9月及び60年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和34年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: ①昭和59年9月

② 昭和60年8月

私は、昭和 61 年6月に結婚した後、国民年金の加入手続と第3号被保険者該当手 続を同時に区役所で行い、過去の未納分の国民年金保険料についても調べてもらった。 未納保険料の額は十数万円になったので、数度の分割にして金融機関で納付した。申 立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は国民年金加入後に分割して納付した保険料の総額は、十数万円であったとしているが、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和61年12月時点で遡って納付されている60年9月から61年5月までの期間の保険料額及び申立期間の保険料額の合計額とは大きく相違する。

また、オンライン記録から、平成4年5月に申立期間①の国民年金資格取得年月日は昭和59年8月1日から同年9月1日に、申立期間②の国民年金資格取得年月日は60年9月1日から同年8月1日にそれぞれ記録訂正されていることが確認でき、当該記録訂正時点前までは、申立期間①及び②はそれぞれ未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であること、申立期間当時に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年12月から平成元年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和42年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年12月から平成元年6月まで

私の母は、昭和から平成に変わる頃、自宅に来た国民年金の担当者から加入勧奨されて、私の国民年金の加入手続を行い、その際、それまでの未納の国民年金保険料を遡って納付できると聞き、まとめて保険料を納付してくれた。母が遡って納付した申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は、平成3年6月以降に払い出されており、当該払出しから、申立期間直後の元年7月から3年3月までの保険料は過年度納付されたものと考えられ、オンライン記録でも、当該期間の一部の保険料については過年度納付された旨が記録されている。このことから、当該納付記録は、母親が加入手続後に遡って保険料を納付したとする説明とおおむね合致しており、当該払出時点では、申立期間の大半は、時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は現在所持する年金手帳以外の手帳を所持していた記憶が無く、申立人が居住する区及び所轄社会保険事務所(当時)において、申立期間当時、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出された記録は確認できず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年12月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和35年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年12月から61年3月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれており、 申立期間の保険料についても納付してくれていたはずである。申立期間が国民年金に 未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続を行い、保険料を納付していたとする母親は、加入手続時期及び申立期間の納付額に関する記憶が曖昧である。また、オンライン記録及び申立人の所持する年金手帳によると、申立人は申立期間直後の昭和61年4月1日に初めて国民年金被保険者資格を取得していることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は現在所持する年金手帳以外の手帳を所持していた記憶が無く、申立 人が居住する区及び所轄社会保険事務所(当時)において、申立期間当時、申立人に対 して、別の手帳記号番号が払い出された記録は確認できず、別の手帳記号番号が払い出 されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、母親が申立期間の保険料を納 付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年4月から平成元年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から平成元年9月まで

私の内縁の妻は、平成3年ごろに私の申立期間の国民年金保険料を遡って一括納付してくれたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の内縁の妻が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付したとする内縁の妻は納付期間及び納付額の記憶が曖昧であり、内縁の妻から申立期間の保険料の領収書を見せられたとする申立人も同様に納付額等の記憶が曖昧であるほか、内縁の妻は申立期間のうち昭和62年9月から平成元年9月までの自身の保険料が未納である。

また、内縁の妻は平成3年ごろに区役所又は区出張所で申立期間の保険料を全額遡って納付したと説明しているが、当該区役所及び区出張所では過年度保険料の収納業務を行っていないこと、オンライン記録によると、申立期間直後の元年10月から3年3月までの保険料は同年11月28日に一括納付され、内縁の妻の前記の未納期間直後の元年10月から3年3月までの保険料は同年11月29日に一括納付されていることが確認でき、それぞれの納付時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であることなど、内縁の妻が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 12 月から 57 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和28年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月から57年6月まで

私は、20歳のときに国民年金の加入手続を行い、申立期間のうち昭和48年12月から57年3月までの期間は私自身が送付された納付書により国民年金保険料を納付していた。また、申立期間のうち同年4月から同年6月までの期間は父が保険料を納付してくれたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、申立期間の納付額の記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和 57 年6月に事業団から払い出されているものの、同事業団の国民年金記号番号簿 (兼納付状況調) によると、申立人の保険料は申立期間直後の同年7月からの徴収開始となっている。

さらに、当該手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の大半は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人が所持するオレンジ色の年金手帳について、申立人は、申立期間当初に交付された手帳と説明するが、当該手帳の色は申立人が 20 歳の頃に発行されていたものと相違しており、申立人が居住する区及び所轄社会保険事務所(当時)において、申立期間当時、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出された記録は確認できず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 12 月から 48 年 3 月までの期間、48 年 6 月から 49 年 4 月までの期間及び 52 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年12月から48年3月まで

② 昭和48年6月から49年4月まで

③ 昭和52年3月

私の母は、私が実家に戻った昭和 48 年1月頃に私の国民年金の加入手続を行い、 国民年金保険料を納付してくれていた。その後も私が 55 年5月に婚姻するまで、私 が会社を退職する都度、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、保険料を納 付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていること に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続を行い、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を 聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間よりも後の昭和 56 年1月に払い出されており、当該払出時点では、申立期間はいずれも時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間当時、申立人が居住していた市及び所轄社会保険事務所(当時)に おいて、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出された記録は確認できず、別の手 帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、母親が申 立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年5月から50年3月までの期間、同年6月及び同年7月の国民年金 保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年5月から50年3月まで

② 昭和50年6月及び同年7月

私の父は、私が 20 歳になったときに私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれていた。当時は自治会による保険料の徴収が行われていたので納付していないはずはない。昭和 50 年6月に結婚した後は、元妻が夫婦二人分の保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の父親が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしていたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立人の婚姻後の昭和50年10月に払い出されているが、遡って保険料を納付したと説明していないこと、申立人は、父親から年金手帳を受け取った記憶は無いと説明しているほか、当時申立人と同居し、一緒に家業に従事していたとする長兄も国民年金に未加入であり、当該期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の父親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人の元妻が当該期間の保険料を納付していたことを示す 関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人が所持する年金手帳の国民年金の記 録欄には、当該期間が被保険者期間であった記載が無く、当該期間は申立人が元妻の被 扶養配偶者であった任意加入適用期間の未加入期間であり、制度上、保険料を納付する ことができない期間であることなど、申立人の元妻が当該期間の保険料を納付していた ことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

当委員会での口答意見陳述においても、申立期間の保険料を納付したことを示す又はうかがわせる新たな資料の提出や具体的な説明は無い。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年1月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していた ものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和45年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月から同年9月まで

私は、会社を退職後平成5年2月頃に元夫と一緒に各種の手続をするため区役所に行った。国民年金の加入手続をした記憶は定かでないが、区役所で納付書をもらい、帰りにコンビニエンスストアで国民年金保険料を納付したと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は申立期間の保険料をコンビニエンスストアで納付した記憶があると説明しているが、コンビニエンスストアでの国民年金保険料の納付が可能となったのは平成16年2月からである。

また、申立人は申立期間の保険料を1枚の納付書で納付したと思うと説明しているが、申立人が申立期間当時に居住していた市では、申立期間当時の保険料の納付は月ごとであったとしており、申立期間当時の納付方法と相違すること、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成7年4月頃に払い出されており、当該払出時点では、申立期間のうち5年2月以前は、時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人は申立期間の保険料を遡って納付したことはないと説明していること、申立人は申立期間当時に別の手帳を所持していた記憶は無く、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年8月から 51 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年8月から51年10月まで

私は、会社退職後に時期は定かではないが国民年金の加入手続を行い、申立期間の 国民年金保険料を妻の分と一緒に一括で納付した。申立期間の保険料が未納とされて いることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、会社退職後に国民年金の加入手続を行い、保険料を妻の分と一括で納付したと説明しているが、国民年金の加入手続の時期及び保険料の納付状況に関する記憶が曖昧である。

また、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であること、申立人が所持する年金手帳にも、厚生年金保険の記号番号のみが記載され、国民年金の記号番号の記載は無いことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から57年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和31年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から57年8月まで

私は、昭和 51 年4月に転居し、転居先の区で国民年金の加入手続を行い、57 年に 海外に行くまで国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされてい ることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続を行った区に転居したのは昭和51年4月であったと説明しているが、戸籍の附票から申立人は54年10月26日に転居先の区で住民登録されていることが確認できる。

また、申立人は昭和 60 年8月に帰化していることが確認できるが、帰化前は外国人であり、申立期間のうち国民年金の国籍要件が撤廃された57年1月より前の51年4月から56年12月までの期間は国民年金に加入できず、制度上、保険料を納付することができない期間であること、申立期間のうち57年1月から同年8月までの期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であること、申立期間当時に申立人に手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年5月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和41年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年5月から62年3月まで

② 昭和62年4月から平成3年3月まで

私が 20 歳になる頃、祖父から「国民年金保険料は1年分前納しておいたから、後は自分で納めなさい。」と話があり、その後は自分で保険料を納付していた。申立期間①の保険料が未納で、申立期間②が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の祖父及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連 資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立期間①については、申立人は、国民年金の 加入手続及び当該期間の保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付したと する祖父から加入手続及び納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不 明であり、申立期間②については、申立人は保険料の納付場所、納付金額に関する記憶 が曖昧である。

また、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、平成3年4月に加入した厚生年金保険の記号番号が基礎年金番号として付番されており、当該基礎年金番号で国民年金第1号被保険者資格を取得した平成12年2月時点では、申立期間①は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立期間②は、当該期間当時は申立人は学生であり国民年金の任意加入適用期間であることから、国民年金未加入期間として記録されており、未加入期間の保険料は遡って納付できないほか、申立人は会社から年金手帳を受け取った以前に年金手帳を見た記憶は無く、祖父から手帳を受け取った記憶も無いと説明しているなど、申立期間当時に申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立人の希望により実施した当委員会での口頭意見陳述においても、申立人から新たな資料の提出や具体的な説明

が無いなど、申立人の祖父及び申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年3月から9年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和41年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年3月から9年10月まで

私は、未納だった期間の国民年金保険料の納付書を社会保険庁(当時)から送付してもらい、未納が無いように保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、平成8年3月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した後の国民年金の再加入手続をしたとする時期及び場所に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の基礎年金番号は、厚生年金保険の記号番号を基に平成10年10月に付番されており、当該付番時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は基礎年金番号が付番された時点で保険料を遡って納付した記憶は無く、保険料の納付時期に時効があることを知らなかったと説明しており、申立期間直後の保険料は時効直前の11年12月に納付されていることがオンライン記録で確認できるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年5月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月から47年3月まで

私は、大学在学中から家業を手伝い、卒業後も家業に従事していた。申立期間の国 民年金保険料は、両親のどちらかが納付してくれていたはずである。申立期間の保険 料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする両親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 48 年5月頃に払い出されており、当該払出時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は、両親から申立人の国民年金の加入手続や保険料の納付について具体的に聞いた記憶が無く、申立人が現在所持している手帳以外の手帳を所持していた記憶は無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の両親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年6月から55年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和29年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年6月から55年6月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続をし、私が会社に就職するまでの国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしていたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 61 年3月時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は母親から年金手帳を受け取っていないと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和13年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年2月1日から41年12月30日まで

平成 10 年9月に年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金を受給していることを知り、その後、22 年9月に、日本年金機構から届いた「「脱退手当金を受け取られたかどうか」のご確認について」のはがきを見て改めて認識した。

しかし、申立期間について脱退手当金を受給した覚えは無いので、年金記録を回 復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る最終事業所の事業所別被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和42年3月7日に支給決定されているなど、一連の当該脱退手当金支給に係る事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間を その計算の基礎とするものであるが、申立期間の前にある被保険者期間についてはその 計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間は、 別の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されていることが確認できる上、申立人は、 「最初の頃は厚生年金保険に加入していたという意識が無かったと思う。」旨述べてい ることを踏まえると、当該未請求の期間があることに不自然さはうかがえない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年4月28日から34年10月16日まで

② 昭和35年2月1日から39年1月30日まで

年金記録を確認したところ、脱退手当金を受給していることを知った。しかし、 脱退手当金を受給した記憶が無いので、年金記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金の請求書類である脱退手当金裁定請求書には、申立人の退職 当時の住所が記載されている上、昭和 40 年 6 月 30 日に隔地払送金の記録があり、退 職当時の申立人の住所地に脱退手当金の支給決定通知書及び支払通知書が郵送された ことが確認できる。

また、申立人の申立期間に係る最終事業所の厚生年金保険被保険者原票には、脱退 手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立 期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の当該脱退手当金支給に 係る事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給 していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年1月から同年7月1日まで

A省B局C事務所(現在は、D省E局F事務所)に勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同事務所には義兄の紹介で就職し、非常勤職員として建設設計の補助業務に従事していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA省B局C事務所に勤務し、厚生年金保険に加入していたと 主張している。

しかし、D省E局は、申立人がA省B局C事務所に勤務していたことを確認できる 資料を保有していないことなどから、申立人の同事務所における勤務を確認できない と回答している。

また、申立人は、A省B局C事務所の仕事を紹介した義兄の氏名及び同僚である正職員一人の氏名を記憶しているが、義兄は申立人に同事務所の仕事を紹介したことを記憶していたものの、申立人の具体的な勤務時期については記憶しておらず、同僚については、同事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名の記載はあるものの連絡先が不明であるため、申立人の同事務所における勤務実態について確認することができない。

さらに、上記被保険者名簿から申立期間当時に被保険者であったことが確認できる 職員は、申立人の氏名を記憶しておらず、申立人の勤務実態及び保険料控除について 確認することができない。

加えて、上記被保険者名簿に健康保険番号の欠番は無く、申立人の氏名も確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から③までについて、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和6年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年4月1日から27年5月1日まで

② 昭和31年3月1日から32年6月1日まで

③ 昭和32年6月1日から34年8月1日まで

A社に勤務していた申立期間①、B社に勤務していた申立期間②及びC社に勤務していた申立期間③の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間①から③までに勤務していたので厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社に勤務していた同僚の供述により、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和25年5月1日であり、 申立期間①のうち、同年4月は適用事業所となっていない。

また、A社に係る商業登記簿謄本によると同社は既に解散しており、事業主及び 経理責任者が死亡していることから、申立人の勤務実態及び保険料控除について確 認することができない。

さらに、A社が厚生年金保険の適用事業所となる前から同社に勤務していた従業員は、適用事業所になる前の期間の保険料控除及び資料について不明と供述している。

加えて、申立人の最初の厚生年金保険被保険者番号は、昭和27年6月1日に払い 出されており、A社において厚生年金保険被保険者番号が払い出されたことを確認 することができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人

が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、B社に勤務していた複数の従業員の供述により、勤務期間 は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、B社に係る商業登記簿謄本によると同社は既に解散しており、事業主及 び経理担当者が死亡していることから、申立人の雇用形態及び保険料控除について 確認することができない。

また、複数の従業員は、B社は入社と同時に全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたかどうかについて不明と供述しており、申立人の後任者で同じ三輪トラックの運転手をしていたとする従業員の同社における厚生年金保険の被保険者記録も確認できない。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が勤務をしていたとする期間の健康保険の番号は、番号順に正しく記録されており欠落は見られない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

3 申立期間③について、C社に勤務していた同僚の供述により、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、C社に係る商業登記簿謄本によると同社は既に解散しており、事業主及 び経理担当者が死亡していることから、申立人の勤務実態及び保険料控除について 確認することができない。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和 32 年6月 25 日及び34 年6月 21 日に健康保険被保険者証の更新を行った記録が確認できるが、更新枚数と被保険者数が一致しており申立人の氏名は確認できない。

なお、オンライン記録によると、申立人は、申立期間③のうち、昭和 33 年 3 月 26 日から 34 年 5 月 16 日まではD社において、同年 5 月 16 日から 38 年 10 月 1 日まではE社において厚生年金保険被保険者であったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が 厚生年金保険の被保険者として、C社において申立期間③に係る厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和37年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年1月1日から15年1月1日まで

A社(現在は、B社)に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、給与の支払総額に見合う標準報酬月額と相違している。給与明細書を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

C入国管理局の出入国記録並びにB社から提出のあった雇用契約書及び回答書により、申立人が申立期間のうち平成12年1月1日から14年9月30日までの期間、海外で勤務しており、申立人から提出のあった給与明細書により国内分と海外分の給与が支払われていることが確認できる。

しかし、B社は、「従業員の海外勤務における厚生年金保険の取扱いについて、社内 規定などは無く、海外赴任者ごとに勤務先企業と取り決めを行っている。申立期間当時 の保険料控除を確認できる資料は無いものの、厚生年金保険料については、国内給与相 当分を賞与から6か月分まとめて控除していた。報酬月額の届出は、海外支払給与分を 含めておらず、同給与からの保険料控除はしていない。」旨回答している。

このことについて、申立人から提出のあった申立期間の賞与明細書によると、海外勤務期間において、賞与が支払われるごとに6か月分の厚生年金保険料がまとめて控除されていることが確認できる上、保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

また、賞与明細書から海外支払給与分を含めた標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除は確認できず、海外勤務をしていた期間の給与明細書から、厚生年金保険料に相当する金額が控除されていた記載は確認できない。

なお、申立人から提出のあった平成 12 年6月の賞与明細書によると、同年1月から 同年6月の厚生年金保険料が控除されていることが確認できるが、当該保険料控除額に 見合う標準報酬月額は 44 万円であることが確認できる。しかし、オンライン記録によると、同年8月4日付けで、申立人の資格取得時(同年1月)の標準報酬月額を 44 万円から 19 万円に訂正している記録が確認でき、A社が訂正の手続を行ったことがうかがえるところ、当該期間に係る保険料の差額は、同年 12 月の賞与明細書において、同年7月から同年12月までの保険料と相殺されていることが確認できる。

また、申立期間のうち、平成14年10月1日から15年1月1日までについては、B 社から提出のあった回答書により、申立人が国内で勤務していることが確認でき、申立 人から提出のあった14年10月及び同年11月の給与明細書から厚生年保険料が控除さ れていることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人から提出のあった賞与明細書及び給与明細書において確認できる 保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致又は低い ことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせん は行わない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和46年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年9月1日から12年7月1日まで

A社の派遣社員となっていた申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額が低くなっている。同じ派遣先で働いており、時給が下がったことは一度も無い。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、「賃金台帳等の関係書類は保管期限を経過しているため、データーを保有していない。」と回答している上、申立人も給与明細書等を保有していないことから、申立人の主張する報酬月額及び給与から控除されていた厚生年金保険料について確認することができない。

また、申立人に係る預金取引明細表によると、申立期間におけるA社からの給与振込額から、申立人が主張している標準報酬月額30万円となる給与支給総額は推認することができず、雇用保険受給資格者証における離職時賃金日額を基に算出した月額は、約24万円であることから、オンライン記録における申立人の標準報酬月額が24万円であることに不自然さはうかがえない。

さらに、オンライン記録では、遡って標準報酬月額の訂正が行われる等の不自然な処理は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月1日から同年6月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には 定時制高校に通学しながら勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期 間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に勤務していた従業員の供述から、勤務期間は特定できないものの申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社の事業を承継したB社は、A社とは別の事業所であることから、「A社に関する資料を保管しておらず、当時の役職員も全員退職していることにより、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについては不明である。」と回答している。また、A社の代表者及び社会保険担当責任者は既に死亡しており、複数の従業員は、「申立人を記憶しているものの雇用形態等については不明である。」と供述していることから、申立人の雇用形態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。さらに、申立期間当時の従業員の入社年月日と厚生年金保険の資格取得年月日に1か月から3か月の相違が見られることから、A社では一定期間経過後に厚生年金保険に加入させる扱いであったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 大正9年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月26日から46年2月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、当時の人事関係書類が無く、申立人の申立期間における勤務実態等について確認できない旨回答しており、当時の代表者は既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態等について確認することができない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿から従業員8人に照会を行い、申立人を記憶している従業員が4人確認できたものの、いずれも申立人が申立期間に勤務していたかは不明と供述している。

さらに、A社の顧問社会保険労務士事務所から、申立期間当時の健康保険台帳の提出があり、同台帳には、申立人が昭和44年9月26日に健康保険被保険者の資格を喪失し、46年2月1日に再度資格を取得している旨の記載があることが確認できる。

加えて、雇用保険の被保険者記録によると、申立人は昭和44年9月25日にA社を離職し、46年2月1日に再度資格を取得していることが確認でき、また、オンライン記録によると、申立人は申立期間において、国民年金に加入している記録が確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年2月28日から同年3月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。 (注)申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社は、申立人に係る人事記録及び賃金台帳等の資料が無いことから、申立期間の勤務実態については不明と回答しており、同時期に役員の期間がある8人の取締役に申立人の勤務期間について照会したが、申立期間の勤務実態について確認することはできない。

また、A社に係る商業登記簿謄本により、申立人は、平成3年2月27日付けで同社取締役を退任していることが確認でき、同社は、定時株主総会議事録により同年2月27日付けの取締役退任が確認できることから保険料控除はしていないと思われる旨回答している。

さらに、申立人と同様に平成3年2月27日付けで取締役を退任した3人の厚生年金保険の 資格喪失日は、同年2月28日となっていることから、A社では、取締役退任日の翌日を厚生 年金保険の資格喪失日としていたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和37年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月26日から同年4月1日まで

A社(現在は、B社)に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入 記録が無い。同社に平成元年3月31日まで勤務していたので、申立期間を厚生年金 保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA社に勤務していたと主張しているが、雇用保険の加入記録によると、申立人の同社における離職日は、平成元年3月25日となっており、オンライン記録における厚生年金保険被保険者の資格喪失日と符合していることが確認できる。

また、B社は、申立期間当時の人事記録等の資料を保管しておらず、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認できない旨回答しており、また、申立期間当時にA社に勤務していた複数の元従業員に照会したが、申立人が同社を退職した時期を記憶している者はいなかった。

さらに、企業年金基金連合会から提出のあったA社が加入していた厚生年金基金における申立人の加入員記録によると、申立人の同基金の加入期間は、オンライン記録における被保険者期間と一致していることが確認できる。

加えて、A社の元従業員の供述等から、同社の給与からの厚生年金保険料控除は翌月 控除であったことが推認されるが、申立人は、平成元年3月に給与は支給されたが、同 年4月に給与が支給された記憶は無く、同年3月分の給与から2か月分(同年2月及び 同年3月)の厚生年金保険料が控除された記憶は無い旨供述していることから、申立期 間の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚

生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業 主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金 保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年4月1日から30年6月1日まで

② 昭和30年6月1日から49年1月20日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間①の加入記録が無い。また、申立期間②については、受け取っていた給与額よりも標準報酬月額が低い額になっている。各申立期間の厚生年金保険の被保険者記録を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の複数の元従業員の供述により、期間は特定できないものの、申立人が当該期間に同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社は昭和 30年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社は、当時の事業主は既に死亡しており、人事及び給与関係資料も残っていないことから、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できない旨回答している。

さらに、上記被保険者名簿から、昭和30年6月1日に被保険者資格を取得している5人に当該期間当時の厚生年金保険料控除について照会したが、回答のあった4人について、同年6月1日より前に給与から保険料が控除されていた旨を供述している者はいなかった。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連 資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は厚

生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から 控除されていたと認めることはできない。

申立期間②について、申立人は、当該期間において、A社の経理事務を担当しており、 事業主の指示により社会保険事務所(当時)に対し、実際の給与額よりも低い報酬月額 を届け出ていた旨供述している。

しかし、A社は、前述のとおり、当該期間当時の給与関係資料は残っていない旨回答しており、申立人も給与明細書等の資料を所持していないことから、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

また、A社が加入しているB基金から提出のあった申立人の厚生年金基金の加入員記録によると、申立人が同基金に加入した昭和44年10月1日以降の標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

なお、上記被保険者名簿には、申立人に係る標準報酬月額等の記載内容に不備や、遡って訂正が行われた形跡は確認できない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②について、申立人は、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和26年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年10月1日から55年3月29日まで

② 昭和55年3月29日から同年4月1日まで

A社B営業所(現在は、同社C支社)に勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与に見合う標準報酬月額と相違している。申立期間①の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。また、同社を退職したのは、昭和55年3月31日であるので、申立期間②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、実際の給与に見合う標準報酬月額より低い額の標準報酬月額になっていると主張している。

しかしながら、A社B営業所が加入していた現在のD企業年金基金は、申立期間当時の算定基礎届や給与月額変更届等は複写式であったと回答しているところ、同基金から提出された昭和53年8月10日付けの厚生年金基金加入員給与月額算定基礎届及び54年7月10日付けの厚生年金基金加入員給与月額変更届で確認できる申立人の標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

なお、A社C支社は、申立期間の算定基礎届や賃金台帳等は保管されていないと回答 しており、申立人も給与明細書等の資料を所持していないことから、申立人の主張する 標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申

立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により 給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、申立人は、A社B営業所を昭和55年3月31日に退職したと主張している。

しかしながら、A社C支社から提出のあった昭和 55 年4月1日付けの人事異動通知によると、申立人は、同年3月 28 日に同社を退職していることが確認できることから、同社は、申立人は当該期間に勤務していないと回答している上、当該退職日は雇用保険の記録における離職日と一致していることから、申立人が当該期間に同社B営業所に勤務していたことを確認することができない。

また、D企業年金基金から提出のあった申立人に係る厚生年金基金加入員資格喪失届によると、申立人の資格喪失日は、昭和55年3月29日であり、オンライン記録の資格喪失日と一致していることが確認できる。

なお、上記資格喪失届の備考欄に、「保険証3.28回収」との記載が確認できる。 このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連

資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和5年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月から26年5月まで

A事業所に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同事業所では、正 規職員として渉外課において進駐軍関係の労務者に賃金を支給する業務に従事して いたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の業務内容等の詳細な供述から、期間の特定はできないものの、申立人がA事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A事業所は、「職員記録の調査を行ったが、申立人がA事業所の正職員として勤務していた記録が確認できない。」と回答している。

また、オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいて、A事業所及び同事業所の各部局(渉外課を含む。)が申立期間当時に厚生年金保険の適用事業所となった記録を確認できない。

さらに、申立人は、同僚の名字のみ記憶していることから人物を特定することができない上、申立期間の給与明細書を保管しておらず、A事業所においても申立人に係る資料が保管されていないことから、申立人の給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、当時、進駐軍関係の労務に就く者は、大半が渉外労務管理事務所において厚生年金保険の被保険者となっていたことから、A事業所の所在地を管轄するB渉外労務管理事務所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したが、申立人の申立期間に係る被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚

生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和49年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年10月1日から14年8月31日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬月額より低くなっている。給与明細書を提出するので、実際の支給額に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人から提出のあった申立期間の給与明細書により、報酬月額に見合う標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額と符合するものの、給与明細書により確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月1日から44年7月29日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和43年4月1日から勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

上司及び申立人の採用面接を行ったとする従業員の供述により、申立人が申立期間のうち、 昭和44年4月以降にA社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、オンライン記録によれば、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和44年2月1日であることから、申立期間のうち43年4月1日から44年2月1日までの期間は適用事業所でないことが確認できる。

また、上記の上司及び当時の経理担当者は、申立期間当時は試用期間が3か月あり、厚生年金保険は試用期間終了後に加入手続を行い、試用期間中の給与から保険料を控除することは無かったとしている上、申立人を記憶している従業員も、3か月の試用期間終了後に厚生年金保険に加入したとしていることから、A社では、入社後一定期間経過後に厚生年金保険に加入させていたことがうかがわれる。

さらに、申立人のA社における雇用保険の被保険者資格取得日は、昭和44年7月29日と 記録されており、厚生年金保険の資格取得日と一致していることが確認できる。

加えて、申立期間当時の事業主は連絡先が不明であることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年10月から7年4月まで

A社で勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社では配送や品揃えに従事していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同一職種であったとする同僚の供述により、申立人が申立期間にA社に勤務していたとことはうかがえる。

しかし、A社は平成7年4月29日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主からの回答は得られない上、複数の従業員が当時の社会保険の担当者であったとする者からの回答も得られないことから、これらの者から、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日に被保険者資格を喪失している者は 10 人であるが、このうち、連絡先の判明した同僚及び従業員に、同社における厚生年金保険の取扱いについて照会したが、当時の取扱いについての回答は得られない。

さらに、上記 10 人のうち、事業主及び取締役を除く従業員8人は全員、A社において雇用保険及び厚生年金保険に加入していたことが確認できるが、申立人の同社における雇用保険の加入記録は確認できない。

加えて、申立人は給与明細書等を保有していないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年4月から33年4月まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に厚生年金保険料を給与から控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶するA社の代表者の氏名は、同社に係る商業登記簿謄本により確認できる取締役の氏名と一致していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社で勤務していたことはうかがえる。

しかし、A社に係る商業登記簿謄本によれば、同社は解散しており、取締役の連絡先も不明であることから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

また、A社に係る商業登記簿謄本によると、同社の設立は申立期間後の昭和 37 年である上、適用事業所検索システムによると、申立人が記憶する所在地において適用事業所であったことが確認できる「A事業所」は、申立期間よりも前の 20 年 8 月 20 日に適用事業所でなくなっていることが確認できる。

加えて、申立人は、A社における上司及び同僚の氏名を覚えておらず、これらの者から、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、A社の従業員数は4人であったとしており、同社は、従業員5人未満の事業所(いわゆる任意適用事業所)であり、当時の厚生年金保険法における適用事業所としての要件を満たしていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年11月1日から6年9月30日まで

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与の額と比較して低い。経営方針の違いから取締役を辞任し、退社するまで給料の額に変わりは無かったので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、平成4年 12 月7日付けで、同年11月に53万円から41万円に、6年2月3日付けで、5年12月に41万円から20万円に随時改定処理が行われていることが確認できるが、申立人の標準報酬月額が申立人の退職後に遡及訂正された形跡は見当たらない。

また、A社と取引していた金融機関から提出された普通預金元帳の写しによると、同社は、申立期間において、ほぼ毎月社会保険料を納付していたことが確認でき、当該保険料額は、オンライン記録により確認できる被保険者全員の標準報酬月額から算出される社会保険料額とおおむね一致していることから、同社は、申立期間当時、社会保険料の滞納は無かったと認められる。

さらに、A社は既に適用事業所ではなくなっており、元代表者の親族は、当時の保険料控除額が確認できる資料は保管していないとしている上、申立人も、当時の給与明細書等を所持していないことから、申立人の申立期間における給与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 17394 (事案 6654 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月1日から同年8月18日まで

A社B出張所に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨申し立てたところ、昭和38年3月1日から同年8月18日までの期間が認められ、標準報酬月額については、本社に同期入社した同僚の記録を基に1万8,000円とすると通知を受けた。

しかし、本社の事務職より現場の技術者の方が給与は高く、2万2,000円から2万4,000円はもらっており、事務職と同じ標準報酬月額は納得できないので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社の申立人と同期入社で同年代の元同僚の標準報酬月額から1万8,000円とすることが妥当であるとして、既に当委員会の決定に基づき平成22年2月10日付けであっせんの通知が行われている。

これに対し、申立人は、今回新たに「昭和38年10月頃にA社B出張所で被保険者資格を取得した同僚は、標準報酬月額が2万2,000円であると聞いている。また、別の同期入社の同僚は、同年10月まで本社勤務だったが、同年11月から現場勤務となり、標準報酬月額が2万2,000円になったことが分かった。」として、再度調査して申立期間の標準報酬月額を訂正してほしいと申し立てている。

しかしながら、申立人が「昭和38年10月頃にA社B出張所で被保険者資格を取得した。」と述べている同僚は、同社同出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により氏名を確認できないことから、当該同僚の申立期間に係る標準報酬月額を確認することができない(当該同僚の厚生年金保険の加入記録を確認できるのは、申立期間後の同年9月の同社C出張所である。)。

また、申立人が「昭和38年10月までA社本社勤務だったが、同年11月から現場勤

務となり、標準報酬月額が2万2,000円になった。」と述べている同僚は、同社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同年3月から同年9月までの標準報酬月額が1万8,000円であり、標準報酬月額が2万2,000円となったのは、申立期間後の同年10月であることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間に係る給与明細書等を保有していないため、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料控除額を確認することができない。

このほか、申立人の主張には当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月1日から38年4月1日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和 36 年4月に同社に入社し、1年間、被服の製造工程を習得し、その後、事業主の子が設立したB社に出向し、再度、A社に戻り勤務した。同社及びB社に計3年勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月にA社に入社したと主張している。

しかし、A社に係る厚生年金保険被保険者原票により、申立期間当時、同社において被保険者資格を取得していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、昭和36年12月21日に同社において被保険者資格を取得したことが確認できる従業員は、「申立人は、37年の9月か10月頃同社に入社し、1か月か2か月後にB社に移った。」と述べている。また、B社に係る厚生年金保険被保険者原票により、38年4月1日に同社において被保険者資格を取得したことが確認できる従業員は、「申立人は、自分が同社に入社したときは既に同社に勤務していた。」と回答していることから判断すると、申立人がA社に入社したのは、37年9月以降であり、B社に出向したのは38年4月より前と考えられる。

また、A社に係る商業登記簿謄本により、同社は既に解散していることが確認でき、 事業主も既に死亡しているため、同社から、申立人の同社における勤務期間及び厚生年 金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、申立人は、「A社では、見習期間があった。」と述べており、申立人が「自分が入社してから1年くらいたって同社に入社した。」と述べているその弟は、同社に係る厚生年金保険被保険者原票において厚生年金保険の被保険者となった記録を確認することができない。

一方、B社に係る厚生年金保険被保険者原票により、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和38年4月1日であることが確認できる。

また、B社に係る商業登記簿謄本により、同社は既に解散していることが確認でき、 事業主も既に死亡しているため、同社から、申立人の同社における勤務期間及び厚生年 金保険の取扱いについて確認することができない。

また、上記被保険者原票により、B社が適用事業所となった昭和 38 年4月1日に同社において被保険者資格を取得していることが確認できる従業員に照会したところ、いずれも同年4月1日以前の同社の厚生年金保険料控除を確認できる資料を所持していないため、同社の従業員から、申立人の申立期間に係る保険料控除について確認することができない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

東京厚生年金 事案 17396 (事案 577 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正9年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年10月1日から19年10月1日まで

A社(現在は、B社)に勤務した期間のうち、申立期間の労働者年金保険の加入 記録が無い旨第三者委員会に申し立てたが、労働者年金保険の対象となる男子肉体 労働者に該当していたことがうかがえないとこと等から記録を訂正できないと通知 を受けた。

正社員になった昭和 17 年 10 月 1 日以前の同年 4 月から A 社で自動車のタイヤを作る作業に従事しており、入営期間中も同社から健康保険料、労働者年金保険料等の雑費を差し引いた給与を自宅に送付してもらっていたと思うので、再度調査して申立期間を労働者年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、B社から提出された健康保険労働者年金保険被保険者名簿に昭和17年10月1日資格取得日と記載された申立人の記録に「62条」(軍隊に入営している期間は、健康保険の被保険者資格を喪失しないが、健康保険法の給付が制限される規定)の記載が確認できるとともに、職員であることを示す「甲」の記載は確認できるが、男子(肉体)労働者であることを示す「乙」の記載は無いこと、申立人が保管していた厚生年金保険被保険者証に記載されている資格取得年月日が、昭和19年10月1日と記載されていることなどから、既に当委員会の決定に基づき平成20年9月18日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、新たな情報として「正社員になった昭和17年10月1日以前の同年4月から、A社で自動車のタイヤを作る作業に従事しており、入営期間中も同社から健康保険料、労働者年金保険料等の雑費を差し引いた給与を自宅に送付してもらっていたと思う。」と主張し、調査してほしいと再申立てを行っている。

一方、上記被保険者名簿から昭和 19 年6月1日にA社で厚生年金保険の被保険者資

格を取得していることが確認できる従業員 18 名に照会したところ、回答のあった 9名 全員が「申立人を知らない。労働者年金保険の取扱いについても不明である。」と回答 しているため、同社の従業員から申立人に係る申立期間の労働者年金保険料の控除につ いて確認することができない。

また、申立人は、「入営期間中はA社に在籍のままで、健康保険料、労働者年金保険料等の雑費を引いた給与が自宅に送られていたと思う。」と述べているところ、上記回答のあった従業員のうち3名は「入営期間中も給与が支払われていたが、金額や保険料控除については不明である。」と述べている。

さらに、C県が発行した申立人に係る軍隊の履歴書では、昭和17年10月1日から申立人がA社において厚生年金保険被保険者資格を取得した19年10月1日以降の20年11月1日まで軍隊に召集されていたことが確認できることから判断すると、申立人は、軍隊に召集されていた期間のうち19年9月30日までは健康保険の被保険者であったが、労働者年金保険の被保険者ではなく、厚生年金保険の被保険者となったのは、厚生年金保険料免除規定が施行された同年10月1日であると考えられる。

このほか、申立期間に係る労働者年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

以上のことから、申立人が再申立ての理由としている内容は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、このほかに当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年10月1日から63年8月1日まで

A社B工場に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が本来 47 万円であるべきところ、36 万円と記録されている。賃金明細書を提出するので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間のうち、昭和62年10月及び同年11月について、申立人から提出された同年11月分の賃金明細書及びA社から提出された賃金支給台帳により、当該期間の報酬月額に見合う標準報酬月額は、申立人の主張する標準報酬月額47万円であるが、保険料控除額に見合う標準報酬月額は36万円であり、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらない。

また、申立期間のうち、昭和62年12月から63年7月までの期間について、申立人は、厚生年金保険料控除額を確認できる賃金明細書を所持しておらず、また、上記賃金支給台帳にも当該期間の記録は無いが、B企業年金基金から提出された基金掛金情報では、当該期間の標準報酬月額は36万円と記録されており、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

さらに、A社は、「賃金支給台帳によると、昭和 62 年 10 月以降の標準報酬月額は 47 万円と算定すべきところ、36 万円となっていることから、定時決定の事務手続に誤

りがあったと推測される。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年9月1日から33年1月19日まで

② 昭和45年4月20日から46年12月2日まで

A社(現在は、B社)に勤務した申立期間①の船員保険標準報酬月額の及びC社に勤務した申立期間②の厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、報酬月額と相違しているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、B社人事担当者は、当該期間当時の保険料控除を確認できる 資料を保管していない旨回答している上、申立人も船員手帳及び給与明細書等を保 有していないことから、申立人の主張する報酬月額及び船員保険料の控除について 確認することができない。

また、申立人は、A社における当該期間に係る船員保険の標準報酬月額について 2万4,000円と主張しているが、同社に係る船員保険被保険者名簿によると、申立人の標準報酬月額は、当該期間において8,000円から1万6,000円と記録されており、申立人と同じ昭和26年度に船員保険の被保険者資格を取得した42人のうち、申立人と同年代で同じ職種(機関員)の資格取得者10人の標準報酬月額は、当該期間において8,000円から2万円と記録されている。いずれも同社ににおける当該期間に係る船員保険の標準報酬月額について2万4,000円の者は、確認できない。

さらに、上記の10人のうち、申立人と同時期に同じ船員学校を卒業し、A社に入 社した従業員から提出された船員手帳から、当該従業員は、申立人と同じ機関員で、 申立人と同様に海外航路の船舶に乗っていたことが確認できるところ、同社に係る 船員保険被保険者名簿及びオンライン記録によると、当該期間における当該従業員 の標準報酬月額は、8,000円から1万6,000円と記録されており、申立人の記録と同額となっている。なお、当該従業員は、「自らの船員手帳に記載されている当時の給与及び手当の額について、申立人と同額であったのでは無いかと思う。」と供述している。

加えて、上記被保険者名簿では、申立人の標準報酬月額の記載内容に不備な点は無く、標準報酬月額が遡って訂正が行われる等の不自然な処理は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく船員保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、C社の代表取締役は、当該期間当時の保険料控除を確認できる資料を保管していない旨回答している上、申立人も給与明細書等を保有していないことから、申立人の主張する報酬月額及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人と同時期に在職していた従業員 17 人のうち住所が確認できた 5 人のうち 3 人はともに、「給与明細書等の保険料控除を確認できる資料を所持していない。」と供述している。

さらに、申立人は、「C社の営業部長として勤務していたので、厚生年金保険の標準報酬月額は18万円である。」と主張しているが、制度上、昭和44年11月から46年10月までの最高等級の標準報酬月額は、28等級の10万円であり、同年11月から48年10月までの最高等級の標準報酬月額は、33等級の13万4,000円である。さらに、申立人と同時期に在職していた従業員17人及び役員の標準報酬月額について、申立人の主張する18万円以上の者は確認できない。

加えて、申立人及びC社の当時の従業員及び役員 20 人の厚生年金保険被保険者原 票における標準報酬月額の記録について、訂正された形跡は見当たらない。また、 遺漏、毀損等も見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主よる控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年4月から37年まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社に勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、厚生年金保険の適用 事業所となった記録が確認できない。

また、商業登記簿謄本から、A社は、当時法人事業所であったことが確認できるものの、既に解散しており、申立期間当時の代表取締役及び役員は、いずれも連絡先が不明のため、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険料の控除状況について確認することができない。

さらに、申立人は、A社における当時の同僚一人を記憶していることから、当該同僚 に照会したものの、回答を得られないことから、申立人の申立期間における勤務状況及 び厚生年金保険料の控除状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和13年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年1月1日から36年10月26日まで

年金機構からのはがきによって、脱退手当金を受給していることを知った。A社の同僚との結婚が決まり、結婚するために退職し、その後に受給したことになっているが、受給した記憶が無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務したA社に係る事業所別被保険者名簿には、申立人に脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、支給決定は申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和37年2月5日に行われているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人は、脱退手当金の支給月となっている昭和37年2月頃にA社から退職金か脱退手当金か分からないが、一時金を渡されたことがある旨供述しているところ、同社の事業主は、同社には当時退職金制度は無かった旨供述しており、当該一時金は、脱退手当金とみるのが自然であると考えられる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年5月1日から29年9月15日まで

A社B工場に勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、実際の給与の月額に見合う標準報酬月額と相違している。自分は、「ねんきん定期便」に記載されている標準報酬月額より高い月額1万8,000円の給与を当時支給されており、退職時は3万2,000円の給与を支給されていたので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額の相違について申し立てているが、A社では、申立人の厚生年金保険等に係る資料を保存していないため、申立人の申立期間における報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない旨回答している。

また、申立期間のうち、昭和 29 年5月から同年8月までの期間については、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人の標準報酬月額は引き続き 6,000 円と記録されている。そして、申立人と同様、同名簿において26 年に被保険者資格を取得していることが確認できる女性従業員 199 人のうち、29 年5月の標準報酬月額の改定時における標準報酬月額が1万円以下となっている者は191人、1万2,000円は6人、1万4,000円は二人であり、申立人の主張する標準報酬月額(1万8,000円)が記録されている者は見当たらず、一方で申立人と同額の標準報酬月額(6,000円)が記録されている者が92人いることが確認できる。

さらに、上記被保険者名簿、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳及びオンライン記録を確認したものの、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、また、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無いことから、社会保険事務所(当時)の事務処理に不自然な点は見当たらない。

加えて、申立人は、申立内容を裏付ける給与明細書、給与所得の源泉徴収票等を保管していないと供述しているため、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が 申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主によ り給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年頃から36年頃まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社に製パンエとして勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶していた同僚の供述及びA社に勤務していたとする当時の状況についての申立人の具体的な供述から判断すると、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が勤務したと主張しているA社については、オンライン記録 及び適用事業所検索システムにおいて、当該事業所名及び類似の名称での確認を行っ たものの、厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない。

また、A社に係る閉鎖登記簿謄本によると、同社は昭和 37 年 5 月に解散しており、 同社の当時の代表者は既に死亡しているため供述が得られず、申立人の申立期間に係 る厚生年金保険料の給与からの控除等について確認することができない。

さらに、上記同僚は、当時の給与明細書を保管していない旨供述しているため、申 立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認することが できない。

加えて、オンライン記録により、上記同僚は、昭和 36 年4月から平成元年5月までの期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認でき、厚生年金保険の加入記録は無い。

また、上記同僚のほかに申立人が記憶していたA社における当時の複数の同僚については、いずれも申立人が当該同僚の姓を記憶しているのみでこれらの者を特定できず、連絡先等も不明であるため、当時の同社における厚生年金保険の取扱い等につい

て確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月17日から10年7月1日まで

A社(現在は、B社)に勤務した申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、実際の給与の月額に見合う標準報酬月額と相違している。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、41 万円ないし 50 万円と記録されているところ、申立人は、実際に支給された給与の月額 (70万円) に見合う標準報酬月額に記録を訂正してほしい旨申し立てている。

一方、B社では、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除額について直接確認できる資料を保存していない旨回答している。しかし、申立期間に係る報酬月額(総支給額)について、同社から提出のあった申立人に係る「雇用契約書」その他の関連資料において確認できる報酬月額等に見合う標準報酬月額は、オンライン記録における平成7年4月から同年9月まで及び8年10月から10年6月までの標準報酬月額(50万円)と一致している。

なお、オンライン記録では、平成7年 10 月から8年9月までの標準報酬月額が、7年 10 月の定時決定により41万円と従前の標準報酬月額より低くなっていることについて、B社では、申立人の入社月である同年4月に係る給与(同年5月支給)については、申立人が月の途中に入社したため日割計算により支給したことから、社会保険事務所(当時)に届け出た報酬月額が低くなったことが予想される旨回答している。

また、A社が加入していた健康保険組合からの回答により、申立期間に係る健康保険の標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が一致していることが確認できる。

さらに、申立人は、申立内容を裏付ける給与明細書、給与所得の源泉徴収票等を保管 していない旨供述しているため、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の 給与からの控除について確認することができない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 大正15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年6月1日から33年11月1日まで

A県の各社会保険事務所(当時)に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間はB社会保険事務所(当時)及びC社会保険事務所(当時)に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D省E局長の回答書及び同省同局保管の人事記録から、申立人は、申立期間にB社会保険出張所(当時)及びC社会保険出張所(当時)に勤務していたことが認められる。

しかし、上記の申立人の人事記録によると、昭和29年10月1日にB社会保険出張所において賃金職員として採用され、30年6月1日から同出張所において事務補佐員3級に採用されて、32年5月10日からC社会保険出張所において事務補佐員として勤務していることから、国家公務員共済組合連合会は、申立人の申立期間は、国家公務員共済組合法(旧法:昭和23年法律第69号)が準用されていた期間と思われるが、33年11月1日に地方事務官に任官しているので、この際に申立期間に係る退職一時金が支給されたと思われるとしている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年8月23日から48年11月1日まで

② 昭和49年7月16日から50年9月21日まで

A社に勤務した申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。勤務したことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間にA社に勤務したことは確認できる。

しかし、A社に係る商業登記簿謄本によると、同社は法人事業所であるが、厚生年金保険の 非適用業種である飲食業であることが確認できることから、当時、同社は厚生年金保険の強制 適用事業所でなかったことがうかがえるところ、オンライン記録、適用事業所検索システム及 び適用事業所名簿によると、同社は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認でき る。

また、A社は既に解散しており、同社の商業登記簿謄本において、同社の清算人として氏名の記載のある代表取締役は、資料が残っていないため回答は困難としていることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、上記商業登記簿謄本において、代表取締役として氏名の記載のある3人(上記の清算人を含む。)の年金記録について調査したところ、3人とも厚生年金保険の加入記録が無い。加えて、申立人が記憶している同僚は、申立期間において厚生年金保険の加入記録が無く、国民年金の保険料を納付していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和21年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月1日から46年6月1日まで

A社(現在は、B社)に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に勤務していたので、なぜ厚生年金保険の加入記録が無いのか調査し、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社及びA社の従業員の回答により、申立人が申立期間において、同社に継続して勤務していたことは認められる。

しかし、B社は、当時の資料は保管していないとしていることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人が資格喪失した昭和 45 年 5月1日に健康保険証が返納されており、再度資格取得した 46 年 6月1日の健康保険証の番号はその前の*番から*番に変更になっていることが確認できる。

さらに、上記被保険者名簿によると、申立人の申立期間前後の資格取得日及び資格 喪失日に不自然な処理は見当たらない。

加えて、A社における複数の従業員は、申立期間当時の厚生年金保険の担当者であったする二人の姓を覚えていたが、一人は上記被保険者名簿に姓が見当たらず、ほかの一人は連絡先が不明であることから、これらの者から、申立期間の同社における厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

また、申立人は、申立期間のうち昭和45年5月から46年3月までの11か月について国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚

生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業 主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月1日から57年3月30日まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に長期アルバイトで勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における同僚の供述により、期間は特定できないものの、申立人は同社に長期アルバイトとして勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、既に解散しており、同社の代表清算人は、資料が無く、申立人が同社に勤務していたか否かも不明であるとしていることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、複数の従業員は、上記代表清算人はA社で社会保険の担当者だったとしている ところ、当該代表清算人は、長期アルバイトは厚生年金保険に加入させておらず、保険 料も控除していないとしている。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿により、申立期間当時に厚生年金保険に加入していたことが確認できる同僚は、長期アルバイトは社会保険に加入していないとしており、別の同僚は、短期、長期にかかわらずアルバイトは、社会保険には入れなかったとほかのアルバイトから聞いたとしている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業 主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年1月1日から同年8月1日まで

A社(現在は、B社)に勤務した申立期間の船員保険の標準報酬月額が、前年の標準報酬月額より低く記録されている。昭和35年分給与所得源泉徴収票を提出するので、申立期間の標準報酬月額を調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された昭和 35 年分給与所得源泉徴収票による支払金額及び申立人が 申立期間当時作成した同年8月から同年 12 月までの給与メモから、申立期間の報酬月 額については申立人の主張するとおり、申立期間の標準報酬月額より高い報酬月額が支 払われていたことが推認できる。

しかし、B社は、当時の資料を保管していないと回答していることから、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認することができない。

また、上記の昭和 35 年分給与所得源泉徴収票の社会保険料の控除金額は、申立期間のうち、同年1月から同年7月までのオンライン記録の標準報酬月額に基づいて試算した社会保険料と上記の給与メモに記載されている同年8月から同年 12 月までの社会保険料を合計した金額とほぼ一致していることが確認できる。

さらに、オンライン記録及びA社に係る船員保険被保険者名簿では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、1万2,000円と記録されており、不自然な記録訂正の形跡は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給 与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月7日から20年4月1日まで

私は、昭和19年4月7日にA社(現在は、B社)C支店に採用(航海士)され、約4か月間の自宅待機を続けていたが、同年8月初旬に同社系列の運航会社への派遣を命じられ、同月にD丸に乗船した。その後、同年9月21日に同船は被雷沈没し、E島に上陸した。終戦後の21年11月に引揚船で帰国した。

A社に入社してから、昭和 20 年4月1日にF会で船員保険の資格を取得するまでの期間も同社に籍はあったはずなので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の船員の記録を管理するG社から提出された申立人の「勤務履歴調書」から、申立人が 船員(三等航海士)として、昭和19年4月8日にA社に入社したことは確認できる。

また、上記調書には、「昭和 19 年8月 21 日 南方派遣」と記載されており、その際の申立 人の身分についてG社では、「船員として、南方へ派遣したということだと思われる。」と供 述している。

しかし、G社は、「A社所有の船舶に乗った場合には、その乗船記録を記載する「記録票」に記録されるが、申立人の同票は確認できなかったことから、同社所有の船舶には乗っていないと思われる。他社所有のD丸に船員として乗船しているのであれば、同船の船員保険被保険者名簿に記載されているのではないか。」と供述しているところ、D丸に係る船員保険被保険者名簿に申立人の氏名は確認できず、申立人も、「私はD丸に乗客として乗船したので、同船の乗組船員ではない。」と回答している。

さらに、申立期間当時の船員保険法では、船員保険の被保険者は船舶に乗り組んだその日に 資格を取得し、船舶に乗り組まなくなった日の翌日にその資格を喪失するとされており、予備 船員(船舶に乗り組むために雇用されているが、船内で使用されていない者)を船員保険の被 保険者とする制度が開始されたのは、昭和20年4月1日以降である。 加えて、申立人と同時にA社の系列運航会社へ派遣を命じられ、帰国するまで行動を共にしたと申立人が供述する従業員一人も、申立期間の被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和10年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月1日から15年7月22日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社では 労働条件の改善要求(超過勤務問題)を主導したとして解雇されたため、提訴し地裁 判決、高裁の和解を経て申立期間の労働者の地位回復を得たので、厚生年金保険の被 保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の訴訟代理人弁護士から提出のあった平成 15 年7月*日付けの地裁判決により、 申立人は申立期間に労働者の地位を回復していることは確認できる。

しかしながら、A社から提出された平成 15 年分の給与所得の源泉徴収票において確認できる社会保険料は、申立人が同年7月 22 日に厚生年金保険被保険者資格を再取得した日以降の同年8月分から同年 12 月分までの給与明細票(台帳)において確認できる社会保険料の合計額と一致しており、申立期間の厚生年金保険料の控除は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 明治39年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年1月1日から27年2月末日まで

A社B支店に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社同支店には 取締役兼B支店長として勤務した。当時の社員名簿と昭和 24 年分の源泉徴収票を提 出するので、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行った ものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻から提出されたA社の社員名簿により、期間は特定できないものの、申立人は同社本社の取締役兼B支店長であったことが確認でき、申立人から提出のあった「昭和 二四年分源泉徴収票」は、同社B支店の発行したものであることが確認できる。

しかしながら、上記源泉徴収票には社会保険料の控除額の記載が無いため、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたことは確認できない。

また、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、同社同支店は昭和24年6月1日に適用事業所となり、26年12月1日に適用事業所でなくなっていることから、申立期間のうち24年1月1日から同年6月1日までの期間及び26年12月1日から27年2月29日までの期間は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

さらに、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も所在不明であることから、同社における厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

加えて、上記社員名簿とA社本社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したところ、申立人と同様に同社の役員となっている 12 人全員の加入記録は確認できないが、役員でない者は厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。なお、A社B支店が適用事業所となった昭和 24 年6月1日に被保険者資格を取得して

いることが確認できる従業員6人のうち、所在の判明した一人に照会したが、回答は無く、 申立人の勤務実態及び同社同支店の厚生年金保険の取扱いについて確認できなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和9年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年7月20日から33年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には 友人の父親の紹介で入社し、勤務していたことは確かなので、申立期間も厚生年金保 険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は申立期間当時の記録を保管しておらず、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについては不明である旨回答している。

また、申立人が名前を記憶している上司二人は、両名とも既に死亡しており、当時の申立人の勤務状況等について確認することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、当時の常務取締役は、申立人についての記憶は無い旨供述しており、申立人を記憶しているとする者も、申立人が勤務していたことは記憶しているものの、勤務していた期間について明確な記憶は無い旨回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることができない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和5年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年6月1日から同年7月1日まで

A渉外労務管理事務所B部に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間も同じ場所で同じ仕事を続けており、給与も支給されていたと記憶しているので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 30 年5月1日からA渉外労務管理事務所B部にて勤務し、申立期間 も同じ場所で同じ仕事を続けていた旨申し立てている。

しかし、A渉外労務管理事務所の記録管理業務を引き継いだC事務所から提出された 証明書には、申立人は厚生年金保険の被保険者資格を昭和 30 年 5 月 1 日に取得し、同 年 6 月 1 日に喪失していることが記載されており、同渉外労務管理事務所B部に係る健 康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の資格取得及び資格喪失の記録と一致 している。

また、C事務所では、「昭和 30 年6月1日以降の申立人の記録が無く、申立期間の 勤務の実態や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。」旨回答し ている。

さらに、申立人は、A渉外労務管理事務所B部において一緒に勤務していた同僚7人を記憶しているところ、そのうち6人は姓又は名のみの記憶であることから特定することが困難であり、他の一人は、上記被保険者名簿に氏名が見当たらず、連絡先が不明であることから、申立人の勤務の実態や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

加えて、上記被保険者名簿から、申立期間に厚生年金保険に加入していることが確認 できる複数の従業員に照会したところ、回答のあった8人はいずれも、申立人のことは 記憶に無い旨回答している。

なお、申立人と同様に被保険者期間の欠落が見られる従業員二人に自身の勤務状況等を照会したところ、一人は、「自分の記録は間違っていない。」旨回答し、また、他の一人は、「継続して勤務しており欠落期間について事情はわからない。」旨供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和18年生

氏 名:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年6月1日から63年3月15日まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬額に見合う標準報酬月額より低くなっている。確認できる資料は保有していないが、時給700円で1日8時間、月に25日勤務した記憶があるので、調査して申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は既に解散しており、閉鎖時の事業主からは回答を得られず、申立人の申立期間における給与支給額及び保険料控除額について確認することができない。

また、申立人は給与明細書等を保有していないことから、申立人の主張する報酬月額及び給与から控除されていた厚生年金保険料について確認することができない。

さらに、申立人は、「百貨店内において、店長及び同僚と共に3人で勤務していた。」と主張しており、店長の氏名を記憶していたが、同人は既に死亡しており、申立人の当時の報酬月額等について確認することができない。

加えて、申立人は一緒に勤務していたとする同様の勤務形態の同僚の氏名を記憶していないことから、当時の報酬月額等について確認することができない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年4月1日から同年9月20日まで

② 昭和42年9月27日から同年12月1日まで

A社(後継会社は、B社)に勤務した期間のうちの申立期間①及びC社(現在は、D社)に勤務した期間のうちの申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中、それぞれの会社には継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社の元従業員による「申立人は、私と同じ営業課で昭和41年7月から一緒に仕事をしたが、その2か月から3か月前に入社したようなので、同年4月1日の入社は間違いないと思う。」旨の供述から判断すると、申立人が申立期間①において同社に勤務していたことは推認される。

しかしながら、A社は、オンライン記録によると、昭和 41 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①の一部は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。また、同社は 45 年 12 月 1 日に適用事業所でなくなっていることから、同社の当時の事業主及びB社に照会したが、いずれからも回答を得られなかった。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したが、申立人が申立期間①において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことを確認することはできなかった。

さらに、日本年金機構E事務センターは、「厚生年金保険被保険者番号払出簿によると、申立人は、昭和 41 年9月 20 日にA社において厚生年金保険の資格を取得している。」旨回答しており、これは、オンライン記録と一致している。

また、F公共職業安定所は、「事業所名は不明であるが、申立人の雇用保険の加入記録として、取得日が昭和41年9月20日、離職日が42年9月26日とされている記録が

ある。」旨回答しており、A社における厚生年金保険の加入記録と符合していることが確認できる。

申立期間②については、C社の事業主は「申立人が当社に過去の一定期間、在籍していたことは事実であるが、申立期間②についての在籍記録は無い。」旨供述している上、同社の複数の元同僚による「申立人のことは記憶しているが、申立人の入社日は覚えていない。」旨の供述から、申立人が当該期間において同社に勤務していたことは確認できない。

また、F公共職業安定所は、「申立人のC社における雇用保険の加入記録については、 取得日が昭和45年11月21日、離職日が49年3月31日とされている。」旨回答して おり、申立期間②は含まれていない。

そこで、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、同社の複数の元従業員に照会したが、申立人が申立期間②において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことをうかがわせる供述を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が 厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主によ り給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年10月1日から3年10月1日まで

ねんきん定期便によると、A社(現在は、B社)に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険料納付額が実際に給与から控除されていた額より少なく記録されている。給与支給明細書を提出するので、申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与支給明細書(平成2年 10 月から3年9月までの分)及びB社から提出された平成3年給与台帳の記録により、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、2年 10 月については47 万円、同年11 月から3年9月までの期間については44 万円であることが確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立期間のうち、平成2年 10 月から3年8月までの期間に係る標準報酬月額は、当初 44 万円(定時決定)と記録されていたところ、同年9月 24 日付けで2年 10 月に遡り、36 万円(随時改定)に減額訂正されていることが確認でき、当該訂正後の標準報酬月額 36 万円は、上記給与支給明細書及び給与台帳の総支給額に見合う標準報酬月額 (36 万円又は38 万円)とおおむね一致している。

また、平成4年1月分給与支給明細書の控除欄において、申立人が当初控除されていた標準報酬月額44万円又は47万円に基づく厚生年金保険料及び健康保険料の合計額から訂正後の標準報酬月額36万円に基づく厚生年金保険料及び健康保険料の合計額を差し引いた金額がマイナス計上されていることが確認でき、当該金額は、平成3年9月24日付けの標準報酬月額に係る訂正処理に伴い過剰徴収となった保険料の申立人への返金分であると認められる。

このことについて、B社は、当時の資料が保管されておらず、標準報酬月額の訂正や返金の有無等については不明としており、これらの事実を確認することができないが、

平成2年にA事業所がオープンした際に、従業員の給与体系が年俸制から月給制に変更となり、賞与が支払われるようになった分、月々の報酬月額は低下した旨回答している。なお、申立人から提出された給与支給明細書の内訳を見ると、平成2年7月分より基本給及び総支給額が以前に比べ低下し、賞与が年2回支給されていることが確認でき、これらのことは、B社の上記回答と符合している。

また、上記給与支給明細書及びオンライン記録から、事業主が届け出た申立人に係る標準報酬月額変更届及び当該届出に基づいた社会保険事務所(当時)における平成3年9月24日付けの遡及訂正処理(2年10月から3年8月までの標準報酬月額を44万円から36万円へ訂正)は、適法な処理だったことが確認できる。

これらのことから、申立人から提出された給与支給明細書等からは、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されているが、当該給与支給明細書等から確認できる報酬月額はオンライン記録とおおむね一致しており、上記変更届に伴い過剰徴収となった保険料を申立人へ返金していることが確認でき、申立期間の保険料控除額は、変更後の標準報酬月額に基づく保険料控除額と考えられる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年5月から同年12月まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述から判断すると、申立人は、A社において申立期間当時に旋盤工として勤務していたことがうかがえる。

しかし、A社における申立人に係る雇用保険の加入記録は確認できないほか、同社における申立期間当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間の勤務状況や厚生年金保険料物家について確認することができない。

また、上記事業主の子である現在の事業主は、申立人は昭和42年4月の入社で申立期間にはおらず、当時試用期間は3か月であったが、今は1か月としている旨回答している。

さらに、A社において昭和43年6月まで勤務していた同僚は、申立人は同社に勤務していたと思うがはっきりした記憶は無い旨供述しており、申立期間に同社を退社した同僚は、申立人は申立期間に同社に勤務していたかどうか分からない旨供述している。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿から申立期間に厚生年金保険の加入記録のある従業員に照会したが、申立人のことを記憶している者はいなかったほか、当該名簿では、申立期間における健康保険被保険者証の整理番号は連続しており欠番も無く、社会保険事務所(当時)における事務処理に不自然さは見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月21日から10年2月27日まで

A社に勤務した申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、毎年昇給していたのに何年も同じ額であることはあり得ないので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成9年度特別区民税・都民税特別徴収税額の通知書に記載されている社会保険料額を基に算出した標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額とほぼ一致していることが確認でき、申立人の主張を確認することができない。

また、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除額について確認することができない。

そこで、申立人が氏名を挙げた同僚二人に照会を行ったところ、回答のあった一人は、 自身の厚生年金保険の標準報酬月額の記録について、実際に受け取った給与の総額とほ ぼ一致する旨供述している。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿から、複数の従業員に照会を行い、9人から回答を得たが、いずれも当時の給与明細等を保管していなかったものの、当該回答のあった従業員のうち複数の従業員は、自身の厚生年金保険の標準報酬月額の記録について、実際に受け取っていた給与の総額とほぼ一致していたと思う旨供述している。

加えて、申立期間当時、A社の税務に関する事務を担当していた会計事務所は、当時の資料は残っていないものの、業績は悪かったが、社長は債権者に迷惑をかけるといって商売を辞めずに頑張り、不正やごまかしなどできる人物ではなく、事務処理にも精通していたので、届出どおりに保険料を控除していたと思う旨供述している。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業 主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年1月6日から同年4月1日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。社会保険事務所(当時)が発行した証書もあり、申立期間も同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主は所在不明のため、申立人の申立期間における勤務状況や厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、申立人からA社における同僚等に関する供述を得ることができないことから、 申立人の申立期間における勤務状況や厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、上記事業所別被保険者名簿から、申立期間当時に厚生年金保険の加入記録のある複数の従業員に、申立人の勤務状況について照会したところ、回答のあった二人は、申立人を記憶しておらず、これらの者から、申立人の申立期間における勤務状況等について確認することができなかった。

さらに、上記回答のあった従業員のうちの一人は、A社では入社してから一定期間経 過後に厚生年金保険に加入した旨供述している。

加えて、上記事業所別被保険者名簿では、申立期間の健康保険証の整理番号は連続しており欠番も無く、社会保険事務所の事務処理に不自然さは見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたと認めることはできない。

なお、申立人は、自身が保持している社会保険事務所が発行した厚生年金保険被保険 者証の資格取得年月日が昭和 33 年1月6日と記載されているにもかかわらず、社会保 険事務所の記録が同年4月1日になっているのはおかしい旨主張している。

しかしながら、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿では、事業所名称がB社と記録された申立人及び従業員二人の厚生年金保険被保険者記号番号が昭和 33 年4月8日に、従業員の一人は資格取得年月日が同年4月1日として払い出されていることが確認できるものの、そのうち申立人の一行上に記載されている従業員の一人は、資格取得年月日が同年1月6日、備考欄に「34 年8月25日取得日訂正」と記録されており、申立人の資格取得年月日は空欄となっていることが確認できる。

そこで、B社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したところ、社会保険事務所において、同名簿は2種類保管されており、書換え前と考えられる事業所別被保険者名簿(昭和 33 年4月以前の名簿)から、上記厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿において「34 年8月 25 日取得日訂正」と記録されている従業員及び申立人のそれぞれに係る資格取得年月日は 33 年4月1日と記録されており、書換え後と考えられる事業所別被保険者名簿(33 年4月より後に書換え)では、当該従業員に係る資格取得年月日は「33・4・1」(33 年4月1日)と記載された月日に二重線が引かれ、その上部に「1・6」(1月6日)と記載され、かつ、備考欄に「34 年8月 11日取得年月日訂正」と記載されていることが確認できるものの、申立人の資格取得年月日は「33・4・1」と記載されていることが確認できる。

以上のことから判断すると、申立人が保持していた昭和44年3月13日に再交付されたと考えられる厚生年金保険被保険者証に記載されている「昭和33年1月6日」については、上記厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿において申立人の氏名の一行上にある者の資格取得年月日を、社会保険事務所の職員が誤って申立人の厚生年金保険被保険者証に「昭和33年1月6日」と記載し発行したものと考えるのが相当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 大正6年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から18年10月24日まで

昭和17年6月頃から18年10月頃にかけて、A社(現在は、B社)C工場に勤務していたが、社会保険事務所(当時)に労働者年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。しかし、同社に勤務していたことは間違いないので、申立期間について労働者年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行った ものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立人が申立期間についてA社C工場に勤務していたと申し立てているところ、B社では、「当時の人事記録や社会保険関係資料が残っておらず、申立人に係る勤務の状況及び労働者年金保険料の控除については分からない。」と回答している。また、申立人の妻は、申立期間当時の申立人の同僚等の名前は分からないと供述しており、同僚等から申立期間当時の申立人の勤務状況について確認することができない。

さらに、A社C工場に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、申立期間 当時に被保険者記録があり、連絡先が判明した同僚に照会したところ、25人から回答が 得られ、そのうちの7人が覚えている同僚として26人の名前を挙げているが、それらの 者のうち、当該被保険者名簿において、その名前が確認できない者が少なくとも10人見 受けられることから、同社では、申立期間当時、従業員全員を労働者年金保険に加入さ せていたわけではなかったことがうかがえる。

加えて、上記の同僚25人からは、申立期間当時の労働者年金保険料の給与からの控除 について確認することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る労働者年金保険料控除を確認できる関連資料及

び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険の被保険者として、申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年9月12日から36年6月17日まで

平成 22 年9月に、日本年金機構から届いた「「脱退手当金を受け取られたかどうか」のご確認について」のはがきを見て、脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。

しかし、私は脱退手当金を受け取った記憶が無いので、支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、オンライン記録において、申立期間に係る脱退手当金が昭和 36 年 10 月6日に支給決定されていることが確認できるところ、申立人が勤務していたA社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に記載された女性被保険者のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失月である昭和 36 年6月の前後2年以内に資格喪失した者4名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、4名全員に脱退手当金の支給記録が確認でき、いずれも厚生年金保険被保険者資格喪失日から4か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者の一人は、「会社から脱退手当金の説明を受け、受給を希望した。また、自分で申請した記憶が無いことから会社でやってくれたものと思う。」と供述していることなどから、申立人の脱退手当金の請求についても、事業主により代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、上記被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月半後に支給決定されており、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を 受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 17434 (事案 5653 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年6月1日から42年2月1日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたが、記録訂正は必要でないとの通知を受けた。しかし、納得できないため、新たな資料や情報は無いが、再度調査して申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社の複数の従業員の供述から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえるが、事業主及び社会保険事務担当者からは、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の取扱いについて確認することができないこと等から、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成21年12月9日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は納得できず、新たな資料や情報は無いが、再申立てしている。 今回、事業主の連絡先が判明したため、照会したところ、事業主は、申立人の名前 は記憶しているものの、当時の資料を保存していないことから、申立人の申立期間に おける勤務状況及び厚生年金保険料の控除について不明であるとしている。

また、申立人が一緒に業務に従事していたとするA社の取引先事業所の元従業員に 再度照会したが、当該従業員は、申立人がA社において厚生年金保険に加入していた かどうかについては不明であるとしている。

このほか、当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらず、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業 主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年9月20日から43年9月2日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人は、昭和34年8月1日から36年9月20日まで及び43年9月2日から46年7月31日まで厚生年金保険の被保険者となっているが、申立期間も同社に継続して勤務していたと主張しているところ、雇用保険の加入記録によると、資格取得日は43年8月15日となっていることが確認でき、申立期間の一部期間において、申立人が同社に勤務していたことが認められる。

しかし、A社の当時の事業主は既に死亡しており、現在の事業主は、申立人の申立期間における勤務実態は不明であるとしている。

また、上記被保険者名簿で、申立期間に厚生年金保険の被保険者資格を有する複数の 元従業員に照会したところ、申立人を記憶している者もあったが、申立人の申立期間に おける勤務実態については不明であるとしている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。